

宗像の島々：小呂島，沖ノ島，大島の歴史と地誌

服部，英雄
九州大学大学院比較社会文化研究院：教授：日本史

<https://hdl.handle.net/2324/21687>

出版情報：「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告. 1, pp.131-168, 2011-03-31. 福岡県企画・地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室
バージョン：
権利関係：

宗像の島々・小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌

服 部 英 雄

平成23年

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告 抜刷

宗像の島々：小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌

服部 英雄 九州大学大学院比較社会文化研究院教授

要旨：

1. 中世における国境の島、また離島が果たした役割を考えた。小呂嶋とそれを所有した宗像社の関係、アジア交易を担った高田牧と宗像社の関係を明らかにした。
2. 近世に多く書かれた沖ノ島記録を現実の生活体験との関わりの中で読み解いた。『筑前国続風土記』(貝原益軒)、『防人日記』(青柳種信)、「沖嶋勤録」をはじめとする記録に描かれた沖ノ島の歴史と地誌を具体的に考えた。
3. 史料編『オランダ商館長日記』(大島関係記事など)

キーワード：高田牧、唐坂(チャイナタウン)、貝原益軒、青柳種信、大島漁民

1. はじめに

本レポートは「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録に寄与することを目的とするもので、小呂島・沖ノ島・大島を歴史学地誌学的観点からレポートした。前近代を中心に沖ノ島を中心に、その歴史像を解明するための素材を紹介する。

2. 宗像大宮司とアジア

神秘の島、沖ノ島が、人間をまったく受け付けなかったわけではない。縄文時代、弥生時代の遺物が証明するように、古い時代からこの島を訪れ、足跡を残した人たちがいた。どこからどのような手段でやってきたのだろうか、そしてどのように去っていったのか。秘島沖ノ島は人間との関わり故に、秘めたる島になってきた。

沖ノ島は宗像社のものである。古代中世の宗像大宮司は国際性が豊かで、平安時代後期の宗像大宮司は日宋交易を推進した国際派のリーダーだった。宗像大宮司の母、妻は張氏、あるいは王氏で中国人(宋人)だった。室町時代には朝鮮と交易したことが『李朝実録』にみえている。応永十九年から天正十四年まで宗像氏は50回に及んで朝鮮交易船を派遣した。いつの時代にも

海洋性があった。航海は島影が見えれば安全性が高まる。沖ノ島の役割も想定しやすいが、文献は乏しい。離島のはたした役割は中世の場合、小呂島の事例でわかる。

(1) 宗像大宮司の国際性と宗像唐坊

宗像大社神宝館にある阿弥陀経石は中国宋からの将来品であるし、経石には「大宋紹熙六年」という中国(宋)年号が書かれている。おなじく宋風獅子(旧宗像宮第三御前石獅子)も宋からの将来品である。色定法師一切経の奥書の文治・建久頃のものには「本経主綱首張成、墨助成綱首季栄」等宋人の名前が多数みえる。歴代大宮司が中国人女性を妻とし母とした。宗像大宮司は国際結婚をし、子の大宮司は国際児であった。

津屋崎に唐坊(唐坊地)という地名がある。唐坊(唐房)すなわちチャイナタウン地名である。『教訓抄』第八管弦物語・琵琶の項には、琵琶の名人で大宰帥・大納言であった源経信が、宗像(原文はハナカタ、転写の過程で、ムのハネが落ちて八になったと考える)の唐坊にて、琵琶を弾いた記事がある。その大宰帥源経信が卒去した際、宋人多数が嘆き悲しんだと『散木奇歌集』にある。「はかたにはへりける唐人とも、あまたもうてきて、とふらいける」。経信は国際派で、博多唐坊及び宗像唐坊をしばしば訪れていた。「唐人

の、こととふ(言問)さへも、此世には、に(似)ぬ」とある。唐人(宋人)が日本語で会話していたのなら違和感がある発音だった。おそらくは中国語で会話した。経信は、中国語会話が多少はでき、唐坊を訪れていたのだろう。ましてや、宋人を妻とし母としていた宗像大宮司は、中国語は当然に理解でき、堪能だった。唐坊にいた宋人たちも日本人妻を娶とる。宗像郡唐坊はバイリンガルな国際都市だった。

唐坊地北側に隣接して柳ヶ宿(ヤナガシユク)という小字名がある。『筑前国続風土記拾遺』は「唐坊・柳の宿の一名なり」と記す。唐坊地の近くの津屋崎小学校改築工事の際、唐坊関連遺跡が検出された。いまは保存され、校舎内に整備されている。

青磁白磁の遺物の中に、「綱」文字の墨書(岡、糸偏を省略した字体)土器(12C中頃から後半の同安窯系青磁碗)が含まれていた。中国人船頭たる綱首を意味しよう。色定一切経には綱首張成・李栄などの名前が見えている。中国式結桶を用いた井戸杵も発見された。

宋人を母とした大宮司たちは、唐坊の所在する在自にある牧口社を出自・基盤にしていた。『訂正宗像大宮司系譜』や『宗像宮社務次第』『宗像郡誌』『宗像市史史料編』所収)によれば36代および38代大宮司氏国は文治五年(1189)と正治元年(1199)に、その甥である三十九代氏重(初任37代・初名氏仲)は建暦三年(1213)に、氏国弟である43代(四十六代再任)の大宮司氏経は貞永元年(1232)に、いずれも「自牧口社入社」とある。氏国・氏経は氏実の子で母は王氏であった。氏重(氏仲)は氏忠子で、母は張氏であった。鎌倉初期に宋人を母とした大宮司承継者はいずれも牧口社を基盤としていた。ほかは単に「入社」とのみある。湊社よりの入社が二例ほど、ほかは松原社が一例ある。松原社からの入社も宋人を母とする氏仲である。氏仲は当初は松原社から入り、再任時に牧口から入社した。松原社の松原は勝浦の地名で、在自の北にあたる。ふつうの大宮司は辺津宮周辺より入社した。他地域の社から入社するのは例外的な存在だったらしい。

牧口社は「正平二十三年(1368)宗像宮年中行事(『神道大系 宗像』所収)に「在自牧口社」「在自郷牧口大明神」と見えている。

この唐坊遺跡から出土した墨書陶磁器に、「高田」と

読める字がある(白磁皿3類・11世紀後半以降～13世紀前半。報告書では「壽」)。一部運筆に乱れたところがある。文字のある底は扁平ではなく胎土が一部盛り上がり凸状になっており、整わないのはそのためかもしれない。「高田」といえば、筑前国高田牧が想定される。『小右記』に宋からの品々を献上したと記述される牧である。

(2) 筑前国高田牧・壱岐と宗像大宮司

筑前国高田牧は『小右記』の筆者、藤原実資の家領であったと考えられる(以下は『小右記』の記述による)。高田牧は平安時代に宋からの貴重な品々、とくに薬品あるいは豹の皮(長和二年 1013 八月七日条)を献上した。長元二年 1029 三月二日条に見える交易品は「蘇芳、雄黄、紫金膏、緑青、金漆」、また万寿二年・1025・八月七日条では「青瑠璃瓶・壺」がある。この前条(三月二日条)では、高田牧司・(宗像 妙忠使が、太政官および右相府(藤原実資)に宛てた宋人台州商客、周文裔の書を京にもたらしている。この妙忠こそが宗像大宮司であった。周文裔が、高田牧・宗像大宮司を通じて、本家相当である藤原実資、そして太政官(関白は頼通)への音信を求めた。高田牧と日宋貿易の深い関わりを示す。京都の側でも高田牧からの進物、宋の珍重品を大いに期待しており、その到着日時を陰陽師に占わせるほどだった(治安三年 1023 七月十五日条)。

高田牧司として名がわかる人物は、宗形信遠(長和二年 1013 八月七日条、寛仁四年 1020 十一月一日条、治安元年 1021 二月七日条)、藤原蔵規(長和三年 1014 六月二十五日条)、宗像(宗形 妙忠(万寿二年 1025 八月七日、長元二年 1029 三月二日条)、そして藤原為時(長元元年 1028 八月二十六日・九月八日条)(姓未詳)遠晴(長元三年 1030 八月二十日条)(姓未詳)武行(長元五年十二月七日 1032 新任司)である。

歴代の高田牧司のうち、宗像(宗形 姓のものが多い。複数年、かつ複数回の記述があるのは宗像氏のみである。経歴で注目できるのは受領になる人物が多いことで、遠晴は壱岐守と対馬守の経験者であった。長和三年(1014)に壱岐守(一月二十四日条)、寛仁三年(1019)に対馬守(四月十八日・同二十七日条)、そして長元三年(1030)八月二十日条に高田牧司としてみえる。壱岐

や対馬を国司として歴任した人物が高田牧司に補任された。

つぎに藤原蔵規が高田牧司であることが確認できるのは、長和三年(1014)六月二十五日条である。半年後の長和四年(1015)に、かれは大宰大監であった(『日本紀略』二月十二日条)。治安二年(1022)には赴任を拒否した紀数遠に替えて、武芸者として対馬守に任じられている(四月三日条)。高田牧司を経て大監・受領となっており、遠晴の場合とは順序が逆である。府官の頂点にあって大宰大監と高田牧司とを兼任していたらしい。

宗形(宗像)妙忠の名は『小右記』に九カ所に登場する。そのうち長和三年では二カ所共に大宮司とあり、以後治安三年(1023)以降長元二年(1029)までの四カ所に牧司とある。牧司とあるときは大宮司とはない。

つぎに武行は万寿二年(1025)二月十四日条に香椎宮司としてみえる人物である。このとき牧司宗像妙忠が唐綾や鴨頭草移(かもがしらくさうつし)・屏幔を進上しているが、武行もまた唐物(唐綾)を進上している。長元二年(1029)三月二日条は先にも見た宋人商客周文裔の書状・進物に関わる記事だが、香椎宮司武という人物が登場し、やはり高田牧司宗像妙忠とともに紫金膏、可梨勒、檳榔子を進物として送っている。香椎宮司武は武行の「行」の字を書き落としたもので、同一人物であろう。宗像宮司のみならず、香椎宮司が高田牧司に補任されていた。長元五年(1032)に新任司(高田牧司)として登場するわけだが、この際には宮司とはない。妙忠同様に大宮司との兼任はなかつただろう。

ほか宗形信遠(長和二年・1013)は、福岡市西油山天福寺出土の保安元年(1120)八月廿五日銅經筒銘にみえる助成檀越宗形信貞の数代前の人物か。

壱岐や対馬を国司として知悉した人物が高田牧司に補任されたこと、さらに府官の頂点に立つ大宰大監が高田牧司を兼任したこと、そして海外交易を積極的に行った宗像宮司や香椎宮司が牧司であった。

藤原実資と対立したのが前大宰帥平惟仲である。惟仲は秦定重の私宅にて死去した。秦定重こそが『御堂関白記』『今昔物語』(巻第26の16)また『宇治拾遺物語』(巻14の6、180)に箱崎大夫則重(大宰大監)の祖父として登場する貞重である。惟仲失脚後の後任大式は高

遠で、実資の同母兄だった。宗像大宮司や香椎大宮司が藤原実資・高遠と結びついた。いっぽうには箱崎大夫(神主)と大宰帥平惟仲との強い結びつきがあった。宗像宮司と箱崎宮司が対立した。後者は藤原道長と結びついている。

大宰帥平惟仲による高田牧雑人の壱岐島への「追渡」という事件があった。

(寛弘二年四月)

七日

前筑前守高規朝臣申上大式許之書状、帥去月十五日申時薨・貫首座「秦歟」定重宅者・宇佐宮降誅歟、最可畏、僉議間頗有駁定、後日可驗、高田牧雑人悉追渡壱岐島、是帥所行也、下官宇佐定間、依無用意所為云々、極奇恠也

(寛弘二年五月)

十三日

故帥納言(惟仲)称令取壱岐島荒馬、追渡高田牧々〔牧〕子十三人、牧司等陳難堪由、重差遣彼雑色長宇自可春利令追渡壱岐島之間、牧司等春利被搜取内財・雑物・馬并年貢絹十四疋之由、諸国郡證判先日言上、然間帥薨、其後件使春利參上云々、令尋伺之間不知在所、或云、罷下近江国云々、取国符令持健兒、差加家下人一両、去十日下午遣、今朝捕得、将来下給厩、令進過状并日記、申雑物辨文

惟仲の「雑色長宇自可春利」とある。長徳二年(996)大間帳(『大日本史料』二編二・527頁)に、

越前国・大目正六位上宇自可宿禰春利・左大辨平朝臣正曆三年給

とみえる(宇自可は牛鹿と書くこともある)。この左大弁は平姓であるから右大弁の書き誤りで平惟仲である(『弁官補任』、当時の左大弁は藤原懐忠)。惟仲の股肱の臣であった。

牧子13名を壱岐に追い落としたという記事から、高田牧の規模が推定できる。「厩牧令」は群ごとに牧子を二人置くとしており、群は馬牛百である。したがって牧子13名は650頭の馬数を飼育する職員(組織)に相当する。天長四年(827)十月十五日太政官符(『類聚三代格』巻五)に甲斐国牧では「牝牡之数、于今千余」とある。壱岐に渡った牧子13人を高田牧全体の牧子の半分だった、つまり全体には26人の牧子がいたとすると、千三百頭の成牛馬がいた。ならば甲斐国牧よりも大き

な規模の牧であった。高田牧の規模は一郡に収まるようなものではなく、国全体・数郡に及ぶものとなる。壱岐に飛地があったともいえる。このような大規模な牧に、大宰府が全く関与しないということは、国防上からもありえない。

大規模な牧だったから牧司も擬任(権官)を含めて複数いた。壱岐追い落としを帥が命令したように、命令系統の頂点には大宰府・帥ないし大貳がいた。それとは別に藤原実資の系統のものがあって、牧司以下はそれぞれ有利な側を頼ったらしい。

なお高田牧司であった武行が香椎宮司であったことをみたが、香椎 B 遺跡から出土した木簡に「(壱)岐嶋雑掌」の文字がみえる。

宗像神社(大社)文書には壱岐島に関するものはいくつか含まれている。

永仁五年十一月九日筑前宗像神社文書、『鎌倉遺文』26 - 19523

譲与草野次郎殿所壱岐嶋石田郷薬師丸所職田畠山野等

正和二年七月二十三日『鎌倉遺文』32 - 24932 : 嘉暦三年十一月二日

壱岐島(石田保)薬師丸地頭職、右所領者、円種...

壱岐には郷ノ浦町に牧ノ口(有安触)、渡良東触には、牧ノ口と馬込、勝本町に馬込(本宮西触)など多数の牧関連地名がある(草野正一『長崎県の小字地名総覧』1999)。

『筑前国続風土記』(本編)、『(同)拾遺』、『宗像神社史』上(683・691・703頁)によって、牧伝承と牧明神の分布を検討し、伝承地を以下の3つに分類してみた(第1表)、『筑前国続風土記』、『拾遺』による限り、筑前における牧社の分布は遠賀、宗像の二郡に限られている。そして『宗像神社史』の記述によると、宗像郡所在の神社のすべて、および遠賀郡の(一部)神社は宗像社の末社・摂社として位置づけられている。

第1表：牧伝承と牧明神の分布と伝承地の分類

牧伝承と牧明神がともにあるもの	一 遠賀郡湯川山 (本編293頁・波津浦 拾遺383頁)
	二 宗像郡勝島 (牧明神・神社史)
	三 宗像郡渡 (本編377頁*牧ノ大明神、附録に小字マキアトに牧大明神、神社史では由牧殿社 御牧殿社、津屋崎町郷土史会ホームページに写真)
牧伝承のみがあるもの	四 遠賀郡戸畑 (本編293頁、拾遺450頁)
	五 遠賀郡井熊 (猪熊、本編293頁)
牧明神のみがあるもの	六 遠賀郡黒山村 (拾遺365、岡垣町、波津東方・汐入川東丘陵)
	七 宗像郡地島 (牧大明神638白浜の磯崎にあり)
	八 宗像郡在自 (牧口明神)
	九 宗像郡大島 (未詳、正木「中世の宗像大宮司と海」中世の海人と東アジア』、106頁に由牧殿社。神社史・上703頁に字マキノウチを紹介する附録記事のみを引用)

津屋崎にあった牧については天正二十年(1592)朝鮮陣留書(毛利文書、『津屋崎町史』資料編上)に

(四月)二日に(略)て^(手光)ひかか申候所二御陣取候、一日御逗留候て、つやざきの馬牧などを御見物なされ候事

とある。手光は宮地の東で在自に隣接する。津屋崎牧は毛利勢がわざわざ一日逗留して見物する規模があって、良質な馬がいた。近世初頭に大島と津屋崎に馬牧があったことは郡文書・黒田忠之判物写『津屋崎町史』通史編447頁)から確認できる。唐坊のある潮入干潟をはさんだ渡村にも「牧大明神社あり、此社八京泊の内也(『拾遺』)とあった。

また宗像郡と遠賀郡の境界に立地した湯川山にも福岡藩の藩営牧場があって、いまに空堀などの遺構が残る。湯川にも牧大明神が所在する。『宗像記』に妙忠が因幡大宮司と称したとある。因幡は岡垣町手野の小字稲場であろう。湯川山・樽見峠を越えた東に位置し、

いまも宗像社末社たる内浦若宮社がある(正木喜三郎『古代・中世 宗像の歴史と伝承』)。宗像妙忠も別系統から大宮司を継承したようだ。湯川山も高田牧を構成していたのであろう。

神湊沖合の勝島は牛放牧地であった伝承とともに、牧明神が所在する。地島(じのしま)には牧口大明神が所在する。勝島も地島も離島だが、牧山のみではなく離島を放牧場にする事例は多い。博多湾上・能古島もやはり馬の放牧地で、馬防土手の遺構が残っている。

永徳三年(1383)、明德四年(1393)、応永三年(1396)の青方文書には

一ねん二、しうけに、こむま一疋はなすへし、

と地頭青方氏が毎年こ馬を一頭ずつ、離島・祝言島に放牧したとある。一頭のみ放牧とは、不審だが、「承暦二年内裏歌合(1078)に駒競を「こむまくらべ」と表記しているから、こむまは「子馬」ではなく、「駒」であろう。現役軍馬を引退した種馬用荒馬を放し、交配による荒馬化・大型化をはかったものであろう。

高田牧はこうした放牧適地、品種改良適地にあった。宗像郡や遠賀郡を中心とし、飛び地に壱岐の牧も含んでいた。そして宗像大宮司の経験者、ないしは後に大宮司になる人物が高田牧司に補任されていた。

(3) 小呂島

宗像・壱岐という海上交通は宗像一族が掌握するところであった。室町時代、壱岐の守護となったのは宗像大宮司である。

宗像・対馬、宗像・朝鮮という経路上に沖ノ島があったように、宗像・壱岐の経路上には小呂島があった。鎌倉時代の後半に、この島をめぐる宗像氏が鎌倉幕府の有力者と争っている。

(史料)

A 毛利家所蔵筆陣

宗像社雑掌申社領小呂島事、訴状鬮遣之、如状者、綱首謝国明語取前預所代常村、号地頭、对捍社役云々、事实者、甚不穩便、早任先例、可謹仕社役之由、可令下知、若又有子細者、召出国明子息、可被注申之状、依仰執達如件、

建長四年七月十二日

相模守(花押)^(北条時頼)

陸奥守(花押)^(北条重時)

(豊前前司殿)^{少 武 員 影}

B 宗像大社文書

「六波羅殿御書下 当時武蔵守殿」

宗像六郎氏業与三原左衛門尉種延相論宗像社領筑前国小呂嶋事、如氏業申者、彼嶋者、自昔為大宮司成敗之處、種延寄事於船頭謝国明遺領、不從所勘之條、太無其謂、早可被遂亂決云々、如種延申者、謝国明遺跡事、後家尼与種延致相論御成敗未断之間、当時不及遂其節、所詮任先例被致沙汰事候者、不及支申云々、者種延承伏之上者、任先例、致其沙汰、可相待關東御成敗左右之由、可相触于氏業之状如件
建長五

五月三日(花押)^(北条長時)

奉行人

小呂島に関するこの二点の文書は、博多承天寺の開基檀越である宋人謝国明の名前が登場することから、中世史研究者には広く知られた史料である。Aは毛利家に伝来したものだが、伝来の経緯は不明である。元来はBに同じく宗像社文書として伝来したものである。相論当事者は

建長四年(1252) 訴人宗像社 論人謝国明(子息)

建長五年(1253) 訴人宗像氏業 論人三原種延

であった。訴えた側、訴人は終始宗像社であった。「彼の嶋は、昔より大宮司の成敗たり」とあるように、小呂島は宗像社領であり、大宮司に就いた人物の所領であった。論人、つまり訴えられた側は四年には謝国明、五年には三原種延であった。まず後者から見ていこう。

三原左衛門尉種延

種延は謝国明後家とその遺領を争い、「未断(未決着)となっていた。鎌倉幕府も審査に時間をかけていた。三原種延は謝国明の資産継承を主張できる立場にあった。種延が謝国明の女婿か孫だったことが考えられる。

三原氏は三原郡すなわち筑後国御原郡を拠点とした武士団である。種延が「種」の一字を名乗りに含んでいるように、種を通字とした大宰府官人として著名な大蔵一族である。御原郡は大宰府所在地である筑前国御笠郡に隣接する郡で、大宰府には近かった。三原一族

は三原文書を残している。鎌倉末期、元弘三年(1333)六月には「原田大夫種直五代嫡孫三原左衛門太郎入道仏見」と称していた(『鎌倉遺文』32315)。左衛門太郎であるから、仏見は三原左衛門尉種延の子か孫に相当しよう。まさしく大宰官人原田種直の直系を自称していた。

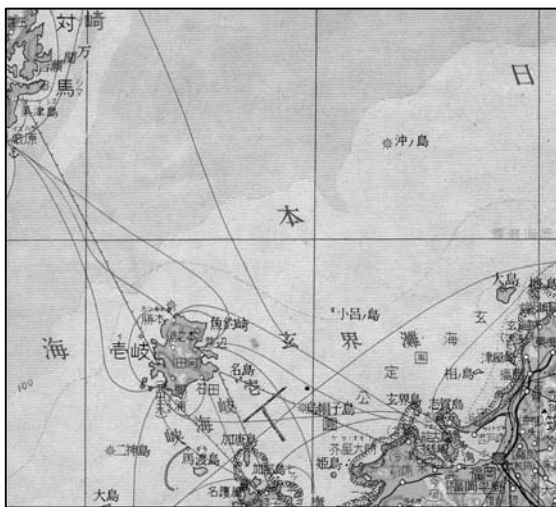
前預所代三浦常村と謝国明

その前年の相論の当事者・論人すなわち被告人が著名な宋人・謝国明(子息)であった。かれは次のように訴えられている。

「綱首謝国明は、前預所代常村を語らい取り、地頭と号して、社役を対捍す」

前預所代であった常村とはいかなる人物であろうか。石井進「14世紀初頭における在地領主法の一形態」(『石井進著作集』六)によって宗像社領支配の沿革が明らかになっている。承久の乱以降、宝治元年(1247)の宝治合戦まで、宗像社領の預所は三浦泰村であった。三浦一族は三浦義村以来、「村」を通字とした。この相論は、三浦一族が宝治合戦で滅亡してから五年後のものである。以前の預所はすなわち三浦氏で、「前」預所代であった常村もむろん三浦一族である。

三浦一族が九州に有していた所領は大宰府の北側では筑前国宗像社領であり、南側では肥前国神崎庄であった(『葉黄記』宝治元年八月十八日条)。ともに海外交易の拠点となる所領で、大宰府の南・北の海を掌握していたといえよう。



第1図 小呂島の位置

小呂島は宗像郡の西方沖合に浮かぶ島で、さらに西方に壱岐があった。小呂島から至近の壱岐芦辺までは30キロ、宗像郡までは40キロ、志賀島までは35キロ、博多までは50キロである。小呂島は宗像・壱岐を結ぶ線にあって、中継地点として重要な意味があった。

本来、博多に拠点を持っていた宋人謝国明を三浦常村が地頭に補任している。宗像社領の預所であった三浦氏は、小呂島を奪われないように掌握しなければならなかった。そのために宋人謝国明の持つ財力、そして技能、知識の体系を借りた。宗像氏の持つ小呂島の利権を奪おうとした。

室町期に宗像氏は壱岐守護職を掌握した(佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』下)。壱岐と小呂島、宗像を結ぶラインも把握しえたであろう。もともと宗像氏には壱岐との関わりが深かったし、それが中国大陸との交易を前提としたものであろうことは容易に推察できる。いわば小呂島は宗像ラインにとっての生命線であった。

(4) 先端の島々

中世の日本列島では境界、ならびに先端の島々が重要だった。北の境界、奥州外浜および糠部郡は、鎌倉末期には「泰家跡」、すなわち得宗家一員北条泰家(執権北条高時弟)の所領であった。得宗家は北条泰時に始まり高時まで続く北条一族内の嫡流家のことである。建武内乱を経て、足利尊氏に継承された(比志島文書・『南北朝遺文』中国四国編1巻215)。最高権力者は北の口を掌握していた。

九州最南端、薩南列島を含む河辺郡もまた「得宗跡」、つまり北条得宗領であった(二階堂文書・『南北朝遺文』九州編3巻3317)。千竈文書(『鎌倉遺文』29巻22608)によれば、得宗被官千竈一族の支配地は、

か八へ(河辺)のこほり(郡)のちとう(地頭)御代官職、
ならひに、くんし(郡司)職、
坊津、大泊津、口五島・七島・きかいか島・大島・
(次)系らふの島・とくの島

であった。

吐喝嗽(とから)列島、永良部島、徳之島までもが得宗領であった。また種子島地頭職を有したのは北条氏・名越一族であった。

われわれの常識とは異なって、今日では離島・僻地とされる地域こそが、中世にはアジアへの玄関口・窓として大きな意味・価値を持っていた。

九州本土では万の瀬川河口を含む加世田別府が『相模六郎時敏跡』である(島津家文書、『南北朝遺文』2巻1908)。時敏は得宗北条貞時の孫になり、母は貞時女子・南殿、父は執権・相模守熙時(北条政村流)であった(正宗寺本北条系)。この加世田別府の故地には、二ヶ所にチャイナタウン地名・当房、唐房が残っている。遺称地名はその地が海外交易の拠点であったことを暗示する。日本本州の北端のみならず、薩摩南方の列島群あるいはそこにつながる本土港湾を、ときの権力者が掌握していた。そここそがアジア・琉球、中国への窓口、南の口(南島ルート)であった。

同様に西北端の島々を掌握していたのが宗像社である。この宗像氏の権益を奪おうとしたのがまずは三浦氏である。北条得宗家とならぶ存在であったが、のちに北条氏によって滅ぼされる。その後を襲い、宗像社の領主になったのはむろん北条得宗家であった。

石井進の研究(同著作集6)に依れば鎌倉後半期・宗像社の領有関係は以下の通り。承久の乱後は幕府領となる。一時期西園寺家との関係で天皇家に渡されたが、再び幕府は取り戻している(加賀国荘園・得橋保などとの交換)。

A 承久の乱～宝治合戦まで

本家・院(天皇家・修明門院、「武家要用之時者、可返給」という限定付きで、時に「忘却」されるほどに弱体な権利)

領家・鎌倉幕府(将軍御家領)

預所・三浦泰村

B 宝治元年(1247)～乾元元年(1302)

本家・院(天皇家・後嵯峨院 後嵯峨院中宮大宮院、西園寺実氏女子)

領家・西園寺実氏(関東申次)

C 乾元元年～建武元年(1334)・鎌倉幕府崩壊まで 本家・得宗

建武元年(1334)三月二十日雑訴決断所牒に宗像社領として「息御嶋・大嶋・小呂嶋・小嶋」とみえている(『宗像神社史』下674頁、この文書は現存しないが、応永十六年宗像社家文書総目録に引用されるもの)。宗像氏が玄界灘孤島のひとつ、小呂島利権に固執したこ

と、同様に宋人謝国明も大宰府官人も、背後にいた三浦氏も一様に執着したことについては、史料が残された。おそらく同様な役割をはたしたであろうと推測される沖ノ島に関しては、具体がわかる史料は残されていない。

薩南諸島にも律令国家・大宰府の支配が及んでいたとされる。それを推測させる遺物・遺跡が、近年発掘された喜界島・城久遺跡だという。航海術は島伝いであった。目標となる島が見えるのが見えないのか。航海の成否は島の可視性にあった。

沖ノ島も必ずや律令国家・大宰府により掌握されていただろう。唐三彩や奈良三彩陶器の出土は、それを示唆するように思われる。その実質的な運営は宗像大宮司に任されていた。

3. 地誌叙述の沖ノ島を読む

(1) 貝原益軒と青柳種信ら、近世の沖ノ島記述から

沖ノ島に関しては、貝原益軒(1630 - 1714)の『筑前国続風土記』『筑前国続諸社縁起』がある。前者の続編たる『筑前国続風土記附録』、同『拾遺』もある。青柳種信(1766 - 1836)は『附録』編纂を実質的に担当し、『拾遺』の編纂者であった。かれは寛政六年(1794)に、沖ノ島に滞在した。その紀行体験記が『防人日記』(瀛津島防人日記)である。希有かつ不可欠の文献といつてよい。『筑前名所図会』(奥村玉蘭・文政四、1821)そして明治になってからも『福岡県地理全誌』と多様な記述がある。

貝原益軒が自ら沖ノ島を踏査することはなかっただろうけれど、毎年沖ノ島在番(沖嶋詰方、防人)を派遣した福岡藩内には詳細な記録があった。

青柳種信が在番勤務となったときは満28歳(数え30歳)で、未だ独身だったらしい(晩婚だったらしく3年後の寛政九年に妻を娶る。『青柳種信資料目録』解題、筑紫豊論考)。筑紫によれば種信は微禄で六石三人扶持だった。日頃から尊敬する貝原益軒の記述を踏まえて渡島した。沖ノ島在番は百日間の離島勤務である。常人ならいやがる島守を、種信ならば、おそらく志願した。記録は毎日とは限らないが、詳しく沖ノ島の様子を知らせてくれる。日本の紀行文を代表する逸品で

ある。若き種信の記述には情熱的な筆致がある。種信はのち『柳園古器略考』にて三雲遺跡出土遺物などを詳細に報告した。しかるにここでは考古遺物についての記述がない。その点のみは不審である。若いころはいまだ関心がなかったとはいえない。あえて書かなかったのだろう。

『防人日記』を収める刊本には、菟田茂丸「防人日記」（『國學院雑誌』10 - 5、7、明治三十一年、1898）青柳種信（種信のこと）・佐々木信平『瀛津嶋防人日記』（明治三十三年、1900、国会図書館近代デジタルライブラリー）、幡掛正木『沖津宮』1928、『宗像郡誌』1931、『日本庶民生活史料集成』2（1968、原宏・校注解題）『宗像沖ノ島』Ⅲ・史料（1978、これは大島からの記事のみ）筑紫豊『福岡藩の国学者青柳種信の研究（三）瀛津嶋防人日記』（『福岡市立歴史資料館研究報告』3集、1979）林田正男編『筑紫古典文学の世界 中世・近世』（1997）などがある。

種信資料は福岡市博物館に架蔵される旧山崎家の蔵書群にあって、「沖ノ島防人日記・全」（『青柳種信資料目録』No.1908）は、文化八（1811）年六月に、三橋五百秋が写したものとある。種信生存中の写本である。山崎家から福岡県立図書館に寄託されていた種信著作59点は福岡空襲で焼失した（『青柳種信資料目録』解説）。『日本庶民生活史料集成』には原宏氏による詳細な注と解説がある。『庶民生活史料集成』は内閣文庫本を底本とする。底本もおなじく文化八年に三橋五百秋が種信の原本を写した本であって、教部省、図書局文庫、日本政府図書蔵書印がある。教部省は明治五年（1872）に宗教統制を目的として組織されている。五百秋は複数の写本を作成し、一本を青柳家に提供したし、一本を宗像社か、福岡藩に献上したようだ。ほか自身保管用もあっただろう。福岡市博物館ご教示によれば、久留米市屏山文庫にも一写本があるという。ほか解題に依れば安政二、天保四、享和二、嘉永四などの年紀をもつ写本もある。京大本には「右筑前國福岡人青柳種麻呂字勝次日記也以同所人岡崎勝海字文右衛門所寫之本手寫之于時文化十五戊寅年三月廿日伴信友」なる文化十五年の識語がある。『日本庶民生活史料集成』には「沖嶋勤記」という福岡藩士沖ノ島在番の心得を書いた史料が掲載されており、これもまた貴重である。その

一部は筑紫豊氏が『宗像』37、昭和三十七に紹介されている。

以下では沖ノ島での生活体験者、大島漁民である宮本俊二氏、漁協勤務の佐藤千里氏らの関係者発言をふまえて、古典を再読する。大島漁民による沖ノ島漁業についての報告には、最近の土屋久「宗像沖ノ島の神事と大島の暮らし」（『しま』227「海と島の日本・XII」2011、1日本離島センター）がある。板谷英之氏からもご教示を得た。

沖ノ島在番

貝原益軒『筑前国続風土記』

寛永十六年より以来、国主より島守を置玉ふ、足輕三人、水主四人、大島より役夫二人、凡九人、かはるかはる（替わる替わる）来る、五十日を以て限とす、送りの舟は大島より二艘出す

寛永十五年（1638）二月に島原の乱が終了した。ポルトガル船渡航禁止で、緊張関係が増し、幕府も福岡藩も海防を強化した。寛永十六年福岡藩により沖ノ島在番（沖嶋詰方、防人）が置かれた。青柳種信は『防人日記』に、新羅への備えであるとしている。国境警備隊ではあるが、そう名乗るには、人数が少なかった。

原宏氏や筑紫豊氏によれば、沖ノ島在番の開始については寛永十六年のほか、同七年、十七年などの説もあるという（上掲『庶民生活史料集成』ほか）。だとすれば七年頃に小規模な番が開始され、十六年に本格的になったのであろう。寛永十七年（1640）には大島に定番所が置かれているが、沖ノ島番所設置に呼応する（『大島村史』）。実際に島原の乱後も宗像の海へのポルトガル人渡航があった。寛永二十年（1643）五月十二日、宣教師ヘイトロ、アランス、ジュセイノチャ、フランシスコカソフランを乗せた船が大島沖に現れ、水を求めて上陸し、そののち沖合で定番に拘束された。（『大島村史』、『オランダ商館長日記』7、日本関係海外史料、後掲史料参照のこと）

梶目ノ大島 Casimena Oysime は、呼子 Jobico から28マイル、地ノ島湾 Sinoyssima へ3マイルで、博多 Facatta 領だった。

（大島の）山の尾根の頂上に一つの小屋即ちあらゆる外国の船、殊にキリスト教徒のカスティリア人やポル

トガル人の船を見張る番小屋がある。

ポルトガルの来航禁止で一気に緊張が高まる。大島番所がそうであったように、沖ノ島番所もポルトガル船来航に備えたものだった。

『沖嶋勤記』(上掲書所収)にみえる子四月(寛文十二年・1672、壬子であろう)、および寛文十二年(1672)閏六月定書から、番所設置の目的は遠見と漂流船保護、キリシタンへの警戒、通行船がある場合の夜間の点灯(灯台守)であるとわかる。異国船や日本船漂着時のマニュアルもあるし、吉利支丹船発見時の規定もある。前者では助けた上で見守り、一人人質を取る、天気が回復すれば大島に送るという規定であり、後者では大島に連行せよとある。定番設置の主目的は、「遠見」であり、変事があった際の本土への通報である。

子四月規定(一部)

一、沖嶋御番八、為遠見、被差越置儀^(機動力)二付条、昼夜無油断見廻り可申、間二八神職同様ノ心得ニテ、本文ノ趣八取失候モ有之候ト相聞候条、以後急度相改可被申候事

一、異国船漂着有之節八速ニ助揚、昼夜代々見守、可被致候、尤人質トシテ吉人取置、天気快晴次第付添、速ニ大嶋江漕渡^(送)り、同所御定番衆江、委細口上書ヲ以相届、引渡可被申候、右ノ事々相済候上八速ニ沖嶋江、渡海可被致候事

(中略)

一、日本船漂着致候節八、天気晴次第出帆可被申付候、尤船損シ乗廻り難相成節八御加子江^(水主)申談、大嶋迄漕送ラセ、右ノ次第委敷、御定番衆江掛合可被申候、御番所明ケ、付添参候儀ニテ八無之候事
寛文十二年(1672)閏六月規定(一部)

一、御番所嚴重相勤、御鉄炮手入等不怠様被致度事

(中略)

一、毎日毎夜替々沖ヲ見申、不審成船見ヘ申候八、追掛留置大嶋御番所江注進可申事

一、唐人船ノ儀八不及申、吉利切支丹船ト知レ申候八、則大嶋江連、渡海可仕事

一、日本船ニテモ、何トソ不審成様子ニテ御座候八、留置早々御注進可申、并御鉄炮三挺持参候ヲ常打申間敷事

寛永二十年のように、日本船であってもポルトガル宣教師にチャーターされている場合があった。不審な場合の規定がある。外国船・不審船を捕獲するのだから

武装が必要だった。沖ノ島番所にあった武具は、明和四年(1767)亥七月の道具請帳「沖嶋勤記」史料として後掲)にみえるものは、鉄砲、鉄具とも3挺、3匁5分玉(弾丸)が30、胴乱、薬入、木綿くけ緒・木綿くけ緒古し(「くけ緒」は丸く太い紐)、合薬60目などの鉄砲関係があって、それ以外に、鎌、鉄手子(かなてこ・釘抜きに用いる鉄挺)、唐鍬、鉄熊手、三ツ熊手などがあった。船を引き寄せる道具や農具のほか、御紋付提灯などは、警備隊にふさわしい。

わずかに「足軽三人、水主四人、大島より役夫二人、凡九人」である。足軽は3人だから、鉄砲3挺なら、一人一挺の支給である。3名の鉄砲隊であった。「常には撃つな」とあるけれど、弾がひとり10ではいかにも少ない。弓・槍・刀の記述も欠く。この史料は請取帳だから、消耗品の補給分は含まれていないとも考えられる。足軽の槍・弓矢・刀も持参かもしれない。

「沖嶋勤記」

一、御番交代ノ節、御道具并御木屋付諸道具共々受帳相認、交代帰ノ衆ヨリ持参候テ御役所江相納可被(*申)下候、其儀(*予)兼テ差出被置候分引替可被申候事

小早二艘

「五十日を以て限とす、送りの舟は大島より二艘出す」

益軒の時代には50日交代だったが、種信の時代は100日交代に変わっている。船については、

「沖嶋勤記」

一 御船二艘八 六挺・四挺 小早朝往ト云 諸事注進船

という規定がある。沖ノ島には水主四人しかいない。この六挺櫓(漕手は6名)を含む2艘は、益軒が記した「送りの舟」2艘であろう。常時は大島番所に置かれる、定番交代時の送迎船(送りの舟)である。もしも沖ノ島にあったとすると、足軽・漁師・神官が漕ぎ手に加わらざるをえず、不自然である。沖ノ島には水主が4人いるのだから、沖ノ島発の船も常時繋留されていた。「沖嶋勤記」の記述とは別に四挺櫓の小早1艘があったと考える。『防人日記』にみる大島からの到着船もこれに合致する。諸事注進とあるから、福岡城からの指令

を沖ノ島に伝えるときにも使用された。こうした記述は大島の小早2艘が基本だからであろう。この小早が物資補給(米・塩・味噌・野菜など)も行い、定期便・生命線だったと考える。

一、詰方ノ内自然病人有之、御番所江難差置容体二有之候ハ、大嶋江漕送らせ可被申候、尤其節御番人ヨリ容易ニ、付添参候事ニテ八有之間敷候、大嶋御定番衆江右容体彼是委敷書状ヲ以掛合、御加子ヨリ漕送り候様取計可被申候事

島に病人が出たときは、大島に漕ぎ送った。ここで沖ノ島常駐四挺櫓小早が使用される。侍の付き添いは不可とされた。書状にて詳しく報告し、加子(水主)の責任にて送り届けよ、とある。もし付き添えば、二人がいなくなるから、番が一人となり、機能しなくなる。船は小早のほかにも小舟はあっただろう。大島・沖ノ島間往復を確実にする船が4挺櫓ないし6挺櫓であれば、後述する漁師の側も同規模の補給船(運搬船)を有していただろう。

人足二人

『続風土記』

大島より役夫二人

「沖嶋勤記」では沖ノ島を御嶋という。「御嶋江参人足(御嶋へ参る人足)のように表現している。

「沖嶋勤記」

一、大嶋ヨリ御嶋江^(参る)参人足ノ者、若悪敷者ト見江候ハ、取替候事

但、御嶋江参人足^(うちぶ)内夫江召仕候間、内夫証扱并薪証扱歸リノ節、書調差出候事

一、御嶋江参人足、百日分粮米五斗持参、一日白米五合充、過不足八歸り算用致事

(中略)

一、人足江薪物取二遣シ、枯木・枯竹八カ(斗)リ取セ候事

人足は日に白米5合を与えられるから、待遇は侍(足軽・歩兵)と同じである。希望者は多かったであろう。薪証扱、薪物取とある。業務には薪の採集があった。生木ではなく、枯れ木・枯れ竹を取るように指示している。内夫は未詳だが、賄いほかをさすか。「悪ければ別人にせよ」。わずか9人で100日も過ごすのだから、人足の人選は任務の成否に関わった。病人が出た場合

と同じで、大島に戻せばよい。

七日忌明と沖津宮祭礼・祭日は不定

『筑前国続風土記』

春三月、冬十月、両度祭あり、むかし大宮司ありし時は、秋も祭り有しか、近世は秋を略して祭らず、風烈く、^(吹)ふけは、^(荒)波あらし故、渡事あたはず、故に祭日は定らず、社人は唯一人大島にあり、其家を一ノ甲斐と云、河野氏と称す、社人此島に着たる日より、毎日潔斎し、第八日に当る日祭る、かねて魚をつりて神膳にそなふ、魚を得されは祭日を^(まへ)のふる『防人日記』

四月と十一月と、両度の祭あり、神主大島より渡り来る、其渡り来て第八日にあたる日に祭をなす、祭日とて定れる日はなし、

十六日、大神の宮に^(参る)まゐるとて、まづ正三位の社に額つく、

『同』

此の島に来る例、七日の間毎朝に海潮にみそぎして、山中に入ることなし、七日に当る日に、正三位社志賀の神を祭るといふに、まゐり、八日に大神の宮に、まゐらる、毎朝に海水を浴みて、正三位社にまゐることは、其の後も日々と同じ、大神の宮には、つねにはみだりに参ることなし、神威を恐れてなり

「沖嶋勤記」

(在番の侍は大島以来、沖ノ島でも継続して垢離取りを続けた。)

一、大嶋着船翌日ヨリ毎朝海二垢離力キニ行候事

一、御嶽宮・中津宮・岩瀬御拝所江参詣致候事(中略)

一、御嶋江出舟ノ節、神酒壺升并為土産酒式升持参致候事

但、神酒八七日過、参詣ノ節ニテ御神前江備ル事出船ノ節、新着ヨリ振廻致候、船頭一同二呼

一、御嶋着船ノ節、古詰ヨリ振廻致来リニ候、其心得ニテ福岡ヨリ諸品々用意可致事

一、御嶋着翌日朝ヨリ垢離力キ、七日ノ間何方江モ行間鋪候、尤着日ヨリ七日忌明ノ事

(中略)

一、四月・十一月、為御祭礼河野遠江守下社家共被致渡海、着ヨリ七日間八垢離ヲカキ、八日目御祭礼、其内八自分共ヨリ御殿ノ^(おん)事諸事致候事

一、御祭礼ノ節、垢離ヲカキ、上下着用参詣仕、参殿ニ相詰ル事

『宗像神社史』下・沖津宮年中行事(294頁)に、南北

朝時代、御手長の竹を沖ノ島から辺津宮にもたらす神事が行われていたことが明らかにされている。日和をみての航海であったから、渡島の日は決まらない。祭りの「日波不定」、つまり日時は定められていなかった。

種信が到着した寛政六年四月九日は、グレゴリウス暦(西暦)に換算すると、1794年5月8日に該当する。穏やかな気候にちがいない。ただ種信は三月晦日にはすでに大島にいた。出発までに10日を要した。

- 1日 朔日には潔斎、御岳登山
- 3日 河野ぬしの家で酔いしれて遊ぶ。
- 4日 風波やむべくもあらず。
- 5日にはやっと「浪風静なれば、船出せよ」となったが、追い手が吹かなかった。「柁取遙なる舟路にしあれば、追手のおりずば、いかでか漕ぎあへぬ」船は出なかった。
- 6日目も7日目も船は出ない。8日目、追手であったが、浪が高かった。
- 9日目、風浪も叶った。

沖ノ島神官は大島の神官であり、航海の出・中・着を占う。占いでは、中らはよくない、風が凩く。海路が長すぎて、追い風がなければ漕ぐだけではたどり着かない。しかし着はよいということだったから、出発した。全7艘で、神官一ノ甲斐、河野氏も同乗である。一ノ甲斐河野氏・二ノ甲斐河野氏については『宗像神社史』下295頁にもっとも詳しく、ほか原氏注解、『同上』下526頁、『続風土記』『三社縁起』『防人日記』や、『大島村史』282、308、286頁にも記述がある。神官は、ふだんは大島からの遙拝で、春と秋に渡海し祭礼を行った。

この日四月九日、種信は沖ノ島に上陸した。交代船到着時には古詰めが振る舞いをする。歓迎会である。出船時は新着(新任)が振る舞いをした。慰労会であろう。そのため交代時に二回分の酒盛り用の品が必要だった。

無事に沖ノ島に到着できるかどうかは、日和次第であった。よって祭礼の日は決まっていない。神官も防人と同じ船に乗る。島に到着してから8日目に祭礼があった。これは注記にあるように、神官らの斎戒沐浴に7日が必要だったからである。

7日間は忌み、どこへも行ってはならない、毎日垢

離かきをするとある。神官も侍も毎朝、潮垢離をとった。俗界からきた侍・水主・人足9名は穢れた存在であった。意識する、しないにかかわらず俗界では黒不浄、赤不浄(後述)にふれたり、近寄ったりすることがあったからであろう。毎日の海での垢離かきを経て、山内に入って大神(沖津宮)に参詣できる清い体になった。

到着の四月九日から七日目の十五日に正三位社に詣った。この社は大島の沖津宮遙拝所にもある。

志賀神のよし云う

とある。沖ノ島・正三位社も大島・正三位社もともに志賀の神を祭るとされている。志賀の神であるのなら、わだつみの神だから、志賀島海民の影響があったと思う。辺津宮にも末社正三位社がある。『宗像神社史』545頁は、辺津宮息正三位社は宇佐津意美命、河内恩知大明神とする(辺津宮末社第十二殿)。『同』577頁では沖津宮二軒目の末社(うちに二十五社を祀る)のうちの正三位社は底海童命とある。これは種信が参詣した独立して社を持つ正三位社とは別のようだ。

大神の宮(沖津宮)には神威を恐れ、たびたびは参らなかつた。しかし正三位社には毎日参詣したという。正三位社は前衛の宮、入口である。格差があつて、おくの沖津宮に神秘性があつた。

なれこ石

『筑前国続風土記』

一島守の居る所は海濱に近し、後は岩也、奇石にて壘をつめるか如し、又なれこ石と云石あり、初て此島に来る者は、海水に浴し、夜中に此石の辺をまはる、身の不浄をはらはんかため也、

この「なれこ石」は多くの本に登場する。

文政四年(1821)『筑前名所図会』巻八(昭和48年・西日本新聞社復刻、九州大学博物館HP)に

(*)
おれこ石

嶋守の居る所は海濱の後は岩なり、其所に奇岩あり壘盈をつあるかことし、此石をめぐりて不浄をはらふなり

『福岡県地理全誌』に

ナレコ石

島ノ南ノ磯ニアリ、初メテ此島ニ来ル者ハ海水ニ浴シ夜中ニ此石ノ辺ヲ廻ル、身ノ不浄ヲ祓ン為メナリ
按ニ宗像祭礼記ニ奈礼古馴火ト云事見エ

『名所図会』の「おれこ」は転写での誤りらしく、「なれこ」が正しい。「なれこは「馴事」で、『日本国語大辞典』に「なれこ舞」などいくつかの用例がある。海での潔斎がいまも守られていることは周知のことである。しかし夜間に行われるとされている「なれこ石」を回り、不浄を払うことはあまり知られていない。この石が境界で、この石までは磯であり、不浄を持ち込むことがあった。

「沖嶋勤記(37頁以下)を読むと、忌み明けに際し、金蔵などにて、さまざまな清目が行われている。潮花を取り、丸裸になって三度小屋を回るとされている。「なれこ石」はみえないが、「ナレコ丸ヤ」は登場する。小屋の後ろにあるという点は「なれこ石」も「ナレコ丸ヤ」も共通する。人を清めたあとには諸道具も清める。波ノ花は清めの塩。『日葡辞書』でもシオとあるが、後掲忌み言葉も参照されたい。潮花も同じか。煮ずに作るとある御白粉餅は、^(しとぎ) 棗餅であり、切火は神前の灯火に点火する清めの火である。

金蔵にて忌み明けの行事が行われたことは、金蔵に遺物 秘宝が包含されていることにも関連するかもしれない。

一、着日ヨリ七日目忌明^(忌)ニ付、金蔵ニテ潮花ヲ取、左右ノ手ニ握り、御木屋三度廻、

但、丸裸ニ相成候事、右相濟御神具并ニ御木屋付諸道具垢離ヲカ、セ候事

一、八日目、改身、御殿・正三位宮・荒船宮三社江御膳上ル、参詣仕候事

御木屋ノ後ノナレコ丸ヤノ上ニ置候事

但、福岡ヨリ頼レ候何品(*紅血など、紅血は化粧用の紅を塗りつけてある小皿)ニ不寄、初参詣日ニ御殿江上ル、波ノ花ニテ清メ候事

一、御膳日前日、神具金蔵ニテ垢離カ、セ水溜ニテ清メ候事

一、御膳日、御供タキ候^(ごく)ニ、灯火ニテタキ申候、尤ゆるり其外波花ニテ清メ候事^(切火)

一、御膳日、一六式日、五節句、毎月十三日ニ八御白粉餅上ル、糯米ヲ少々マセ、八タキ粉ニシテ小餅程ニ作り、煮スニ上候事^(煮)

但、前日自分垢離ヲカ遣候上ニテ、臼・杵共ニ

其外諸道具、金蔵ニテ垢離ヲカ、セ、翌朝作り上ケ候事

神饌

『続風土記』に

「かねて魚をつりて神膳にそなふ、魚を得されは祭日をのふる」

とある。

『防人日記』に

「神司はあすなん恒例の祭につかへ奉るべきとて、海人どもを率て、沖に出て魚つらず、狭き魚だに、^(魚) えず、神の御心や、なき給はぬ、など、いひあへり」

とある。島には既に漁師(海人)がいた。

「日もくれなんとするころ、おいをちふもの、^(尺) 三さがあまりなるを、二つ、^(釣) つりあげたり、^{(神)(骨)} 神づかさの^(骨) よるこび、^(骨) いはむかたなし」

7日潔斎しても、神饌が得られなければ、祭りは出来なかった。神官は漁師を率いて漁に出かけたが、釣れなかった。日暮れになって「おいを」という魚が2匹も釣れた。祭りができないのではないかと心配していたところに、3尺以上(「さか」は尺)、1メートルもある巨大な魚2匹が釣れた。プロでなければ釣りあげられない大型魚だ。神官はひどく喜んだ。

「おいを」は大魚(おおうお)のことで、福岡方言でブリ(原田種夫『博多方言』1956、『日本国語大辞典』)、ただし『生活史料集成』は鮪(まぐろ)としている。

神職と侍

「沖嶋勤記」

一、御膳日、御供盛候節、顔ニ手拭ヲカフリ、眼斗り出シ、盛上ケ候節モ同様ニ候事

但、御定菜ひじき、御肴さゞひ・あわび・めばる、其外キレイ成魚上候事^(え)

神饌奉納に当たっては手ぬぐいで顔を覆い、目だけを出して、息をかけないようにした。神事の作法であろう。

一、間ニ八神職同様ノ心得ニテ本分ノ趣ハ取失候モ有之候ト相聞候条、以後急度相改可被申候事(中略)

一、間ニ八御番人ト申儀ヲ取失、神職ノ様ニ相心得

被申候人モ有之歟二相聞江候、甚以心得違二付、
重畳勘弁被至度事

このように、番所勤務のなかには祭祀に参加し、神職のままに作法をしているうち、侍(在番)の本務をおろそかにするものも出てきたようだ。

磯と山

『防人日記』

此の島の大神、いたく汚穢を忌み給ふに依りて、山中にて、かりにも唾はき、小便る事なし、もしあやまちて、けがす時は、その地の土をすくひ、海に持ち出でて、磯に捨て、清き砂を、先の土取りし跡に埋みて、本の如くならしおく、

漁師はツバを吐かない、便所は海でするなど、聖なる島、沖ノ島を崇めた。

島のものは魚貝を除き、持ち出し禁止である。

ただし全島を一体視するのではなく、磯と山を区別する観念があった。引用したように、『防人日記』には小便などで穢れた不浄は、その土を磯に捨てるとあった(上掲)。

同廿五日なごろ高しとて出でたゞず、新防人の齋の中なれば、触穢とて山にもいらず、磯にのみあさる。

「なごろ」は海上に風がおだやかになった後も、なお高くうねり立っている波。その波があったので、船は出なかった。新着任の防人が潔斎していたから、触穢ということで磯にいた。つまり新旧在番は接触している。山は齋戒しなければ入れない。新任の島内警備はそれが終わってからとなるから、引き継ぎ期間でもあった。接触した古詰め(前任部隊)も穢となって、山には入らなかつたと解釈される。不浄を許さないが、磯では問わないという観念があった。

磯と山の境はおそらくいまの最初の鳥居の位置にあったのではないかと推測する。この時期に種信(古詰め)たちは新任とともに正三位社には参詣している。正三位社は穢にはおおらかであった。大神とは触穢の基準が異なっていた。

正三位社の上にある鳥居がこの場合の結界であった。

沖ノ島の建物

島には社殿と神官の宿泊所、そして在番衆の御番所

があった。御番所は障子のある建てものだった。また交代小屋(木屋と表現されている)があった。足軽三人のうち非番のものが交代で休む小屋か。

一、御嶋ノ儀ハ一切御足軽受持ノ儀ニ付、御加子御木屋損シ所等ノ儀モ手元ヨリ取計ノ事

御加子(水主)小屋も別にあった。修理は足軽が担当した。これ以外に、漁師の小屋があった。大島のみならず鐘崎もきた。

鐘崎の漁師

漁師が江戸時代から沖ノ島で操業していたことは、

『沖嶋勤記』寛文十二年(1672)閏六月に漁人参候節、当時ニテモ交代木屋ニ召置被申間鋪候事

とあることからでも確認できる。漁師は別に小屋を持った。宗像七浦たる大島、金崎(鐘崎)、初浦(波津浦・岡垣町)から漁師が来た。

『続風土記』

大島、金崎、初浦の漁夫、春夏秋の間来りて漁す、其外他方よりは来り漁する事ならず、

『防人日記』

爰より御社の東の峯をつたひて下る所を、金崎といふ、こは先に金崎の海人等が漁に来たりて、いほりせし地なり、故に、しか名づけたり、いまは来らず、鐘崎という地名は『沖ノ島』報告書にも書かれている。

カネザキは天然記念物の石碑のあるあたり。社務所のはし。鐘崎の漁師は、(当時)いなかった。大島の漁師の小屋はオマエとカネザキ、両方にあった(宮本)。

「カネザキみち」といった。軍隊(海軍兵舎)に行く道。鐘崎の漁師はいたとしても「獲って逃げ(とつてにげ、日帰り)泊まることはない(佐藤)。

「沖ノ島周辺での漁は大島の漁師優先で、という暗黙の了解があります。ですが、もし鐘崎の漁師が来たとしたら、何時までは鐘崎側が釣りをして、その後は自分たちが網漁で、などと漁師同士で話し合っていますね(『しま』227、94頁、「海と島の日本・XII」2011、1日本離島センター)。

沖ノ島は宗像郡大島村であったから、沖ノ島での地先漁業権は大島村漁協にあった。ただし沖ノ島の帰属が確定したのは明治の後半である(後述)。金崎(鐘崎)

漁師の来島が江戸時代に遡ることは、天明五年(1785)八月の沖津宮社格目録に「大島・鐘崎の漁師の同島に漁に行ったときの小屋掛けは、神事船の船引き場を避けて作ること」、「大島鐘崎からくる漁民のために、一甲斐河野氏に命じられた大島肝煎が正三位社神前で龍宮祭を執行し、大漁満足、渡海安全を祈願した(『宗像神社史』517、335頁)」という記述からわかる。

捕鯨 肥前松浦郡

『防人日記』

(七月)四日

壱岐の方の海に、白浪の山の如く高く見ゆる。あやしみ見る程に、黒く大なる魚の波をかづきてうき沈みつゝ行なり。彼物しれる海士、せみという鯨なりとそいふ(中略)。

此の海人は肥前国松浦郡の湊浦といふ所の者にて、鯨をとる時に海底を潜り鯨に縄を着くるを業とする、「はざし」ちふ者なり。こたび大島の海人にやとはれて、六月の中頃より来て、日々に鮑をかつき(潜り)とる。朝夕かつきするいとまに来ては、彼のあたりの事など物語るに、少しは旅の思いをはるけぬ。

「羽指・羽差」は「勢子船に乗り捕鯨作業の指導的役割に当たる者。鯨に接近すると舳先に立って鉞を投げ、最後には弱った鯨の頭上にとび乗って手形切包丁で鯨の潮吹鼻の障子を切りぬいた(日本国語大辞典)。原宏によると潜水夫で、「羽差はもぐって鯨の心臓を突き、頭に穴を開けて綱を着けるような荒仕事をする者」「海人のように潜ることを本業」にするという。

大島が6月半ばに肥前松浦郡の鯨取りの羽指を雇用了。ならば沖ノ島でも捕鯨が行われていた。大島の捕鯨は有名だったようで、『筑前名所図会』に鯨取りの絵が描かれている。沖ノ島の「羽差」は鯨がいないときは潜ってアワビをとっていた。種信はアワビの白玉を欲した。

『防人日記』

(七月)六日

こゝの鯨はとる人稀なる故に、世にこえて大なれば玉もありぬへし

白いけれど光のない玉は多くあった。種信は青く光る大豆の大きさの玉を得ることができ、喜んでつぎのように記した。

吾はもよ しら玉得たり みな人の得かてにすとふ
白玉得たり

『万葉集』

吾れは毛や 安見児得たり 皆人の得かてにすと
いふ 安見児得たり 藤原鎌足

この歌の安見児(采女、鎌足妻)を「白玉」に置き換えただけである。種信はこの玉をだれに渡そうと考えたのだろうか。

山口県下豊浦郡吉母村(江藤正澄の記録)

『大島村史』441頁によれば、明治二十五年(1892)に福岡・山口・佐賀3県で漁区協定が行われた。佐賀・山口県が沖ノ島での権利を主張した。公的に沖ノ島が大島の管轄だと認められたのは明治三十五年(1902)とある。

『続風土記』は筑前三浦以外に漁師は来ないとしたが、山口県人が沖ノ島で漁をしていたという記録はある。江藤正澄「瀛津嶋紀行(『東京人類学会雑誌』7巻69号、明治二十四年、1891)に記録されたのは、明治二十一年六月二十四 - 二十七日の紀行である。信者参詣を企画した宮司倉八隣・禰宜桑野弘人が博多の町にて沖ノ島上陸希望者を公募したところ、「うべの^(博多)人、おびたゞしく出来ぬ」とある。博多での沖ノ島知名度は高く、渡島願望も強かった。一行は蒸気船瓊江丸(たまえまる)で向かい、夜11時に出て早朝に到着した。江藤はそれ以前5年ほど前にも上陸経験があったらしい。ときの福岡県令・安場保和(1835 - 1899)とその属(さかん、部下)も同船していた。

沖ノ島に着くと、社務所の迎え船一艘と西の方から漁船が二艘迎えに来て、沖合に投錨(「風をよけて島の南の方なる嶋かけに錨をおろす」)していた瓊江丸の乗客を運んだ。江藤や安場が乗った船は、「加子五六人」とある。四ないし六挺櫓のようだ。先に船を下りた加子や、先着組が碇綱を引いて磯に寄せようとしたが、波が高く、接岸に失敗した。いったん沖合に戻り、より小さな舢舨に乗り換えてやっと上陸できたとある。この最初の漁船に乗った際、江藤が「許のふねは、いつこのいざりふね(漁船)か」と尋ねると、「山口県下豊浦郡吉母村と答ふ」とある。江藤は「遠き所まで来りあて、すな^(漁)どりすなるは、いかに^(奇)からきわざなり」、など語

(ら)へは、「こは常のことにて、折々は朝鮮の國ちかき返も漁に行く」と答えた。

漁期のちがひ

『防人日記』寛政六年

同(七月)十日、海人等漁し^(仕終え)をへて、大島にかへる、此の二日三日ばかりは、海も静なれば、帰らんとて、船出を占ふに、神のゆるし給はねばとてやみぬ、けふなも、占ふに、又前の如し、もて来し鯨鋒といふものを一つ、正三位社に献りて、畏を申しゝてかば、やがて船出をゆるし給へりとてなむ、船びらきす、夫につきて、かしこくあやしとおもふこともあれど、世に不言島としも憚り来つるに依て、つばらかには物せずなん。

寛政六年七月十日に漁師は大島に帰っていった。

神占は吉と出なかった。鯨鋒なるものを神饌として奉納したら許しがした。鯨鋒は「あわびかね」で鯨をおこす鉄具。種信は、不言島なのだから詳しくは書かないと、微妙な書き方をしている。

この日はグレゴリウス暦1794年8月5日に該当する。数日前から波静かであった。夏型の気候配置であるが、地上が熱せられて海上よりも高温になれば、地上への浜風が吹く。追い風だった。

現在の漁師が真夏を避けて、四月か五月に沖ノ島漁を終えて戻ることとは、かなりちがう。柴田常恵「沖ノ島の御金蔵」(『中央史壇』13-4、昭和2)には「夏期に海上の比較的平穩なる折を見計らい、島の付近に出掛けて稀に漁業を営むものあるに過ぎず、之れも筑前方面のものならずして、大抵は出雲付近より冒険の気性に富むものが遠来する程度」とする。新暦五月の操業は『防人日記』で確認できる。江戸時代から昭和初年までは、八月まで操業しており、夏に終わる漁だった。柴田は出雲から漁師が来ていると記述しており、だいぶようすがちがう。

航海の難しさ

『防人日記』

(八月一日)

鐘崎の里の上なる高山を湯川山といふ、沖つ宮よりつねによく見渡さるる山なり

船を出すときは、往路なら沖ノ島、帰路なら大島と

湯川山が見えていることが大前提だった。万一明るいうちに着かなければ灯台(明かり)が必要だった。

「沖嶋勤記」

一、筑前方渡海船見江候節、夜二入候八、御山江登り、高キ所ニテ可致建火候事

船の通行を確認したときは山の高いところで点灯した。灯台である。

七月後半に交代要員を乗せて船が2艘きたが、1艘は着岸できなかった。

この年七月二十二日は新暦8月17日だから、いまの日本ではお盆時期である。

『防人日記』

(七月)

二十二日未の時ばかり船遙にうかび来、申の時ばかりに、島に着きぬ、日頃待ちわびたりし防人のかはりの船なり、いまひとつの舟、わづか一里ばかりもや、隔つらんとみしほどに、にはかに空かきくもり、北風烈しく吹きしきり、涛たちさわぎて、大海おどろおどろしくあらびたり、とかくするうちに、日もくれぬ、いと暗きに、いかゞはせんとて、さきに来つきたりし舟子どもも、あはてゝ磯に火を拳て、爰よ爰よと呼ばれども、船ありともおぼえず、浪のそこにや打入れけん、又は風に放たれて、遠呂島・呼子浦などにや流れ行きけん、夜ふくるにつけて、浪の一音は、千万の雷の鳴りはたゞくらんやうなれば、よも此の島に向ひて、柁を立てはえあるまじ、助けに行くべきやうもなければ、人々神にねき乞ひのむばかりなり、子の時ばかりに、雲少し晴れて、月さし出、なごろもすこしく和きたりとおぼゆる頃、いと悲しき声して、をらびさけぶ、すはや舟のよりぬとて、手手に手火をさゞげて、磯にいづ、舟はからくして漕ぎよせたれども、磯浪高くして、ほとほと打ちかへされぬべく見えしかば、陸なる舟子とも、磯ぶりのよする中に飛び入り飛び入りして、岸に助けあげぬ、人々いかに苦しかりけん、物いへど、舟子ら、いらへもせで泣きゐたり、まして舟人ならぬは、いける心もなく、打ち臥しゐたりしが、人に助けられて、水舟のうちより、衣はしとゞにぬれてはひ出づ、されど船の内人、ひとりもあやまちなく、幸かりしことを、着くも待つも悦びあへり、かく人の^(幸)からきめ、みるにつけても、帰るさのほど心もとなくなん、後に、舟人の語るをきけば、大島に風守りせしほど、いさゞか触穢の事有りし、これをや、神の咎め給ひけん^(幸)とぞいふ、いとかしこくなん、

沖合に待ちわびた船が2艘、未の刻(午後2時頃)にみえた。申の刻(午後4時頃)に到着した。もう一艘は一里(4キロ)ほど離れた位置にいたが着かない。にわかに空が曇って北風になって船が押し戻された。波が激しくなると、日が暮れた。8月中旬だから7時半すぎ、戌の刻か。真っ暗になっては目標を見失う。慌てて篝火を焚いて灯台にした。「ここよ、ここよ」と叫んだが返事は帰ってこない。火が見えていけば進む方向はわかる。しかしこの嵐では沖ノ島に向かってこぎ続けることは不可能だろう。波の底に沈んだか、風のままだに呼子や遠呂(小呂)に流れ着くのか。人びとは絶望し、暗い気持ちで祈りつづけた。子の刻、深夜12時頃に雲が晴れて月がみえた。海は穏やかになった。なごろ波(おさまったあとの波)があったが、それもおさまった。すると遠くの方からかすかに悲しげなおらびごえ(おらび叫ぶ声)がした。船だあ、船がきたぞあ。全員が手に手火(松明)を持って磯に走り出た。船は辛くも漕ぎ寄せたが、磯の浪が高く押し戻される。岡側にいた先着の船子が磯の波のなかを飛び込み、飛び込みして岸にあげた。だいじょうぶか。声をかけても返事もできずにみな泣いていた。船人でもこのようす、ほかは生きた心地もせず、ぐったりしている。船は沈む寸前までに水につかっている。びしょ濡れのまま、はい出てきた。とにかく全員が無事に着くことができたので喜びあった。

のちに舟人が、大島で風待ちの時に触穢があったからこうなったといった。このせいで種信の隊の戻り船がなかなか出なかった。

この船は在番のための米も運んだはずだが、みな海水に浸かってしまっただろう。しばしばこうしたことがあったらしく、規定もあった。

「沖嶋勤記」

一、大嶋ヨリ渡海ノ節、自然風波強相成御扶持方米濡候儀有之節八、着ノ上速二千立相用可被申候、近年毎度濡米有之御償ノ義被願出候得共、以来八右願猥リニ御取用無之候事はやく乾燥させて食べるということだった。

『防人日記』

(七月)

同廿三日、海なぎたれば、けふなも舟出すべけれど、よべのさわがしかりしにまぎれて、いまだ帰るべき設ななどもえせねば、あすこそとて、隣りのかたの家に移りてをり、

同廿四日にはよしとて舟出す、二三里ばかりにや来

ぬらんとおぼしき比、風あしとて、又本如く漕ぎつれて帰りぬ、ことしはいつもよりもあつさ増りたれば、秋も半近くなりぬれど、猶涼風もたゞず、あら磯の小屋の煤たれるに、所せく物ら打ちつみたれば、いと暑けさ堪えやらず、風待つほどの住ひなれど、わびしくて有りしやうにもあらず、

同廿五日、なごろ高しとて、出でたゞず、新防人の齋の中なれば、触穢とて山にもいらず、磯にのみあさる、

同廿八日、けふは新防人の齋もはてぬれば、打ちつれて正三位社にまうづ、風もかなひぬれど、舟子どもさきにこりて、いざとて舟を出す者なし、一人二人がすまふもたゆたひつゝ、とかくしてつひにやみぬ、

*「一人二人がすまふもたゆたひつゝ」は擬古表現で、動詞「すまう」が争う、「たゆたう(揺蕩)が、定まらないこと、動揺すること。1、2人が出す出さないで争ったが、定まらず、中止になった。

同廿九日、暁がたより良の風心よく吹き渡りて、海の面もなぎたり、舟人ら猶たゆたひしを、巳の時近くなりてなも、舟を出せる、日ごろは海濱の住居にわびて、帰るべき日のみ、かぞへたりしを、今はと出でたつには、さすがになごりを、をしまるる心ちず、海つち五里ばかりも来ぬらんと思ふほどより、風はやく強く吹きしきりて、浪の華も咲きさふばかりなり、櫓より懸浪うちいるれども、追手なればとて、すこし心をのどめてあたりしを、申の時ばかりには、大島につきぬ、

荒船岩

『続風土記』

荒船(社) 蛭子社 岩崎の下御手洗みたらい 船の形したる岩瀬二つ荒舟岩

『防人日記』

(四月)

十六日、大神の宮にまゐるとて、まづ正三位の社に額つく、岩崎の、さし出たるところに、御社あり、また側に、荒船社・蛭子社あり、岩崎の下を、御手洗といふ、岩間に、浪の打ちいる所あり、其海中に、船の形したる岩瀬二つあり、荒船岩といふ、荒船の神とは、風の神をいふよしいへり、

荒船岩はいまもあって、『沖ノ島』報告書にも書かれている。

アラフネは瀬、いまは波止に隠れた。山アテに使った。(宮本)

太鼓岩

『防人日記』

(五月二十七日)

防人のやどりの南の磯に、太鼓岩とて岩の根、地中より生え出でたるにあらず、磯にはえたる岩の上にすわりたる岩あり、岩の下のほど、間ある中に、波の打ち入りて、引き落とす音、鼓をうつに似たり。

太鼓の音がする。潮のみて(満干)で、ポンコポンコ音がする。いまはせん。波止ができて風ぎすぎる。

亀瀬(がめぜ)

『続風土記』

一南方磯の岸の上に亀石あり、大さ方三尺、耳、目、鼻、口、手、足、甲、尾、皆そなはりて、亀の形に似たり、亀瀬海中にあり

カメゼは知らん。ガメゼ(亀瀬)はある。社務所沖の防波堤、西のむかしのこまい波止、(間が)一艘半ぐらいしか空いていない。狭かった。波止の突端から一、二間、10尺(3メートル)ぐらい、そこがガメゼだった。崩してしもうて、跡形もない。西の波止からの向かい合い(宮本)。

御麻島・土産

『続風土記』

御麻島

此島の山中に一丁ばかり諸木生せさる所ありて草のみしけれり、御麻島といふ、いかなる故にや伝わらず

一奥津島の土産

黄精(*おうせい・鳴子百合) 風蘭(*ふうらん)
沙防風(*浜ボウフウか、食用) 天南星 大葉麦門冬(*ヤブランの根から得られる薬を大葉麦門冬という) 風藤(*ふうとうかずら) 包橘(*かうじ)

こば葉似棕櫚幹直 駒鳥多し 鷹 蛇 大葉 淡菜(*たんさい、いがい・貽貝) 栄螺 海蝦 黒魚(*めじな) 如鯛深黒多脂美味 久魚(*ひさのうお)

阿羅 鱈(*しび、ちょうざめ、かじき) 鯛 魚師(*ぶり) 海鱈(*くじら) 烏蛇在海中

此島奇境なれば、此外異木、異草、薬草など多かるへし、渡りし者見しられは、其有無しれす、

米味噌は持参するが、おかずは不足した。魚はさしみ、焼魚、煮魚と少しずつ変化を付けても飽きた。野菜はオアサバタケにあった畑でネギを作った。島にはノネギ(ノビル)やつわぶき(蔞)、砂地に生えたつわは大島のつわよりも長くて貴重。ハマヤゴロウ:本名はハマチカシ、沖ノ島でよく食べる。しけ込まれたときに(補給が途絶えて)食べた、発掘調査の時にもしけ込まれて食べました。ほうれん草より肉が厚い。大島にもオンボゼの丘の方にある(佐藤、宮本)。

『防人日記』

(四月)

十七日おのれが家に在し橘樹をもてまゐりて御前にうゝとて黄金谷と社殿後方にタチバナがあって、後者が種信の植えたものとされている(鍋島與市「沖ノ島の植物」・大正15年『史蹟名勝天然紀念物調査報告』第2輯、福岡県)。これとは別にオアサ畑にもミカンがあった。

『宗像 沖ノ島』(第3次)3頁に「この島にはカシ・シイ・ヤマモモが見られず、栽培植物がない」とあるが、ミカンやネギはあった。

『宗像 沖ノ島』に、大島の古老の話を知ると、「ツワブキ、ノビル、カラシナ、タキナ(水菜、ウバミソウ)、アザミ(ヤマゴボウ)、ハマヤゴロウ、テンナンショウ(天南星)、シャクハなどもあって、ここで孤立して暮らすとしても、これらの茎・実・球根を食することによってなんとかやっけていける」とある。

もともと砂地だし、大ミズナギドリの営巣などで地面が柔らかく、ツワブキは長く良質だった。オアサ(大麻)畑の写真が『宗像沖ノ島』(第3次 図版(22頁))にあるが、狭小ながら島では限られた平坦地であった。ここから黒曜石や石器が出土している。

オアサ畑は漁民の畑があったところで、ネギなどが植えられていた。軍もここに兵舎を置いた。

上掲「沖ノ島の植物」から関係する記述を引用する。
天南星科 むさしあぶみ うらしまそう 到ル所ノ森林中繁茂シ
なるこゆり 多量ニハ非ラザレドモ発達シテ丈四五尺ニモ達スルモノ少カラズ
のびる 少量ナルモ大ナルモノニテ食用ニ供セラル
ながいも 多少社務所付近ニ見タルモ、元移植シタルモノノ残存乎ノ疑アリ

ふうらん 非常ニ多量、到ル處ノ森林ノ大木ニ着生セリ、又岩石ニモ多ク着生セリ
 いちじく 燈台監守ノ栽培品
 やまごぼう 可成多クテ非常ニ發育セリ
 つるな 海浜一帯ニ群生シ發育好クテ大形ナルコト他ニテ見受ケ得ザルモノアリ食用ニ供セラル
 はまだいこん 海浜ニ多シ食用ニ供セラル
 みかん 一ニノ栽培品ヲ見タリ
 たちばな 神官ノ話ニ依ルト元八大分アリシ由、父ノ參拜スル度ニ果実ヲ貰ヒ居タリト云フ、34頁追補に「御社殿の後方にあり是れ青柳種信の献納と認めらる」
 つはぶき 多量ニ海岸ノ草原ニ繁茂セリ、三尺以上ニ發育セリ、食用ニ供セラル

ほか、ぼたんぼうふうはあたかも栽培したかのようなものが多いとしている。根が薬用人参の代用になるようだ。

山アテの地名：しゅろだし

沖ノ島あたりは潜っても底が見えないので、気持ち悪くてね、スットンと30メートルくらいの深さがある(『しま』95頁)

海中地名に瀬ノ下や、たぼ中がある。

(西南の海底地名に)瀬ノ下：沖ノ島はキッテ落とし(周りはすぐに深くなる)、北はドンブカリ。その中で瀬ノ下はわりあい平地だった。(東南の海底地名に)タボナカ(たぼ中)：中がすぼーっと深い。すりばち、西側は浅い、大島側もちょっと浅い、西風にアンカーのとまりが悪い。

海上から山アテをして、自分がいる位置を確認する。その底になにがあるのかもわかる。

シュロダシ

シュロ(シュロ、シュロ)の木。(地名書き込み地図に宮本さんが)ピローって書いたけど、ピロージュは最近の言葉、もとはシュロっていった。ワレノ鼻からシラタキの鼻、ソネがある。山の下り、高い・低いがある。タボ中(海中)の北か東に船がいて、山あてする。船が東西に動くと、シュロが出てくるところ、引っ込むところ(見えるところ、隠れるところ)がある。それで山アテした。そこがシュ

ロダシ(宮本俊二氏)。

ある地点から見ると鼻と別の鼻が重なり合って見える。少しずれた位置になると一方の鼻が隠れる。さらにずれると鼻が現れる。尾根に木、たとえば松があれば2本見える場所、3本見える場所があった。そこともう一箇所、岩とか瀬とかを結んだ。その線を記憶して、同様に別位置の山アテの線を結んで海上で自分のいる場所を確認した。最低2本、できれば3本の線がある。山アテでタボナカのどの位置にいるのか、深いのか浅いのかもわかる。シュロダシや小屋島はよく山アテに使われた。小屋島にはもうひとつよく似た島があった。

沖ノ島の山アテはむずかしかった。円錐形の山で海岸線の凹凸が少なかったからである。

山アテは島が小さく見えるほどに遠い位置では意味がなかった。近海でも日によって、はっきり見えるときとかすんで見える日があって、微妙にちがっていて、とてもむずかしかった。(宮本俊久氏、ご子息)

『防人日記』

(七月十一日)

(白嶽^(シュロ)の北のかたに、谷あり、船より遙に見あぐるに、^(シュロ)櫻欄の形して、大きに、葉も櫻欄よりは長く垂れたる木、多く立つ茂れり、大島の海人ども、こを誤りて、^(谷)櫻欄なりといひて、その谷をも^(先)櫻欄谷とよべり、此木はおのれさきに、志摩郡の遠呂嶋にて見し、備呂といふ木なり、檳榔の類にや(後略)

青柳種信はシュロではなく、ピロウだといっている。上掲「沖ノ島の植物」に

びろう 五本あり、最大ナルモノ高サ十四尺四寸 周囲二尺五寸

*『防人日記』に船より見上げるとある。青柳種信は、沖ノ島は巨岩の島で人が上り下りはできない。崖に生える木が目標であるとした。見え隠れするシュロ(棕櫚)は海上からの目標であった。シュロダシは今でも山アテの地名である。種信の時代にも、現代にも変わらない。大島にも弁天ダシなどダシ地名があって、やはり山アテに使う。

山アテは何百年と継承された技術であるけれど、いまは携帯電話のGPS普及で必要としない。いまでは昭和前期生まれの人しか知らない知識である。個人個

人でちがっていたともいう。

沖ノ島の東側ではこの山アテが狂ったことがある。波止を築く際に山の東側の岩を発破で崩して利用した。ほかの山アテに使っていた岩の形が変わってしまったから、山アテが狂ったのである。大岩は今も残っている。

忌み言葉

『続風土記』

凡此神の威霊をは衆人甚おそる、靈験むかしよりしばしば多きよしかたり伝ふ、此島にて忌詞多し、常の詞はけかれなりと云、僧尼、山伏、女人、牛、馬、鹿、鼠などは、皆別名あり、

宗像三社縁起(貝原益軒)

この島にては神事をむねとし侍れば、神事にけがれあるものを忌みて、まさしき名をいはで、名をかえていふ

死	くろやうせい	僧	まるやうせい
六畜の類	よつ	鳥	くるとり
女	ほとめ	衝	ためし
塩	なみのはな	升	はかり
未醬(みそ)	ひしほ	酢	みみとり
尼	かみなが		

* ようせいは意味不明。曜星か。

『防人日記』

(七月十一日)

防人にある日数も、やうやう立ちぬれば、かはりの舟やくると、日々に山に登りて、南の海づらをながめつゝぞある、忌詞なんどもやうやう還るべき間近くなりてそ、えあやまたずなりぬ、此の島に忌言あり、仏経僧尼等を始めて器やうの物にも忌名あり、されど古のは失せ果てたりとみえたり、今いふに皆海人等が定めつると覺しくていやし、

忌み言葉には「飯・キワ、箸・ヨロズ、杓子・キワマガリ、味噌・ヨウセ、酒・チンタ、醬抽・タマリ」などがある(『宗像』第一〇号、昭和三六年一〇月)。天明五年『沖津宮社格目録』では、柄杓類を曲り、味噌をヒシヲ、僧・尼を丸ヨウセイ・髪長、馬をハネヨツ、女をホトメなどという(「澳嶋いミ詞」)。

『大島村史』(586頁)

私が昭和十年ごろ、島の古老から収録したときには五十数種類あったことを記憶している。その記録も今はない。ここに新聞などで発表されたものを掲

げてみよう。(上記は略)

福日新聞(西日本新聞)

飯	キワ	小便	アマケ
しゃくし	キワマガリ	みそ	ヨーセ
しょうゆ	タマリ		
みそ汁	ヨーセノヨー、セノ		
岩・石	マリヤ	はし	ヨロズ
火ばし	ヒゾー	酢	ミミトリ

古老の伝承(佐藤市五郎七五歳・河辺嘉十郎七〇歳)

ねずみ	イナカ	米	シャリ
ねずみの巢	イナカノジョウロ		
猿	カキヨツ	出産	赤不浄
岩・石	マリヤ	死亡	黒不浄
しょうゆ	タマリ	すら	ヨーセム
沖ノ島	オイワズ(不言島)		

以上沖ノ島では他の場合と同じく、古来「シ」「ス」「チ」の音を忌んだといわれているが、右の例でもわかるように、これらの音をさけるためのものが多い。(『大島村史』)

『神社史』に「死」「僧侶」「鳥」などは忌み言葉として使わないとあります。現在でもそれらの言葉は何となく使いません。(『しま』88頁)

漁師は昔から沖ノ島のことを「いわず、いわず」と言いよりました。(『しま』224、96頁)

沖ノ島では、死とか死ぬとかいう言葉は使ってなかったですよ。死に関係するものはだめだったです。昔は家族に不幸があったら、一緒に釜の飯を食わなかったと聞いたね。ご飯を炊く時にも襖をしてから火を点けたらしいよ。自分たちも、正月には垢離をとってこい、って言われたこともあったね。(『しま』99頁)

俗に澳御号と唱奉り(『筑前名所図会』)

『筑前国続風土記拾遺』

隣国海辺の者、オンガウ島或は沖ノオンガウ杯、いへり、オンガウとは御神の儀なるへし

『宗像神社史』に「筑前国宗像三社靈験記は、主として沖ノ島の神験について、福岡の隠士森旧翁の語るところを、宝暦五年(1755)九月、田仲慶が筆録したものであるが、その中に沖ノ島の忌詞について記してある。さらに沖津宮社格目録(当社所蔵)は、表紙

に天明五年(1785)八月とあり、沖ノ島に関する種々の事項を記してあるが、その冒頭に「澳嶋いみ詞」の条があって、多くの忌詞を載せてある。委細は第十二章崇敬・信仰において記述する。とあるけれど、12章(崇敬)に該当箇所を発見できない(信仰という項目もない)。

なぜ沖ノ島といわないで、「いわず」とか、「おんごう」と呼んだのか。どうやらオキノシマのシ音を避けたいらしい。近代の事例に関していえばメシ、シャクシ、ハシ、ヒバシ、ミソシル、シオも避けている。たぶん「死」に通じるシ音を含むからであろう。

チを避けたのは「血」に音が通ずるからではないか。前者が黒不浄、後者が赤不浄である。「ス」音を避けた理由はわからない。

『沖ノ島』付図(第3図：地名地図)にイナカノジョウ口がある。上記によれば「ねずみの巢」の忌み言葉らしい。

ただしシ音を避けたとすると、『三社縁起』のいう「衡」を「ためし」と言い換え、「未醬(みそ)」を「ひしほ」(醬の古語)と言い換えたことについては、説明できない。種信は古来の忌み言葉が消えて、漁師の使う卑しい言葉に変わっているという。上記報告には旧新二種の忌み言葉があるようだ。

沖ノ島への航海は常に危険を伴う。漁師は禁忌への抵触をひたすら恐れ、避けた。

僧の忌避

益軒も種信も、島では仏経僧尼という語を忌避したとする。尼はもともと来ることはない。宗像社が神仏混淆であったことはいわずもがなで、阿弥陀経石や色定一切経に歴然としている。

鎮国寺では沖津宮田心姫神の本地仏は大日如来とする。中津宮は釈迦如来、辺津宮は薬師如来、許斐権現は阿弥陀如来、織幡明神は如意輪観世音が本地仏としている。

宗像大菩薩御縁起(『神道大系』神社編宗像)でも宗像三所大菩薩一所二御遷座事

第二者 湍津姫 居左間。本地釈迦如来 小神織幡
第一者 田心姫 居中間。本地大日如来
第三者 市杵嶋姫 居右間。本地薬師如来 小神許

斐
已上奉号惣社。

としている。廃仏毀釈以前、沖ノ島にて仏の信仰を拒んだという事実はありえない。タブーではなく畏敬から忌み言葉にした可能性が考えられる。ただ『筑前名所図会』での沖ノ島描写には仏教的な要素を見つけないことができる。

島外不出と女人禁制

『筑前国続風土記』

一此島の竹木土石など取来る事、神のを(惜)しみ玉ひて、必災となるよし、いひて甚おそる、みたりに島の物をむさほり取てあらさは、誠に神の崇あるへし、但正神は俗のいへることくに、鄙吝なる事は有へからず、

『筑前名所図会』

もし盗伐取船中に隠置ときは風あらくして出船することあたわず、恐れて是を返せは船^(たちまちでる)乍ち出；

宗像の女神は女性に優しい神様である。『続風土記』、『宗像三社縁起附録』、『防人日記』、いずれの本にも、島のものを持ち帰ることが禁じられていたことは書かれている。だが女人禁制のことは見えていない。江戸時代には女性が沖ノ島に行くこと自体が想定されていなかった。『防人日記』大島の記事に触穢として女性の「月のけがれ」をあげている。赤不浄を忌んだ。前近代には、現代人のように生理用品が使用できない。現代の感覚とちがってもやむを得ない面があった。

忌み言葉では徹底して死(黒不浄)を忌避している。女性が沖ノ島に渡った場合、長期滞在するから生理(赤不浄)となることは必至である。教義上、女人禁制にせざるを得ない。

急に深く落ちることもあり、海女漁には元々向いていない。大島の漁師の感覚と江戸時代以来の観念と共通性を感じる。

「沖嶋勤記」

一、御嶋ノ廻り自然不浄物流寄候ハ、突流シ可被申候、右様ノ物漕^(ママ)余候儀ニテハ有間鋪事

沖ノ島はいまでも朝鮮半島からの漂流物が多いと考えられる。ここでいう不浄は流れ寄るものだから船や人ではないだろう。突き流せとある。内容はわからな

い。

タブーを犯す人

福岡藩主黒田長政の命により、キリスト教宣教師が沖ノ島に上陸し、タブーを破って宝物を持ち出すという事件があった。慶長十四年・1609年のことである

貝原益軒『筑前国統諸社縁起』(益軒全集・明治四十三 - 四十四年刊所収)にあって、相当に広く知られた事件である。

『筑前国統諸社縁起』

一、長政公御入国のみぎり、澳津宮神宝の事、聞召及ばれ、御覧可被成との御意候へども、神職も、つねの者も、神威に恐れ、御ことわり申上候ゆゑ、しからば、耶穌は神を恐れぬ者なればとて、其ころまで博多に有之候切支丹寺の者に仰て、御取寄なされ候。初、御覧の後、色々の神器共、御やぐらに入れおかれ候へば、頻に鳴動し、をりをり、光物など飛出候ゆゑ、かやうに神慮にをしみ給ふ物ならば、返納なさるべきとて、又耶穌持渡り、本のごとく納め置候へと仰付られけれども、彼者どもにも、何ぞ甚しき御崇ありけるにや、国主の仰なれば、一度は相勤候。もはや此上は御免被遊候へと、頻に御ことわり申上るにより、時の神職四郎右衛門を召寄られ、神器を御渡し、本の如く、返納仰付られ候。其後、四郎右衛門存候は、とかく神宝あらはに有之ゆゑ、かやうのあさましきことも出来る也。所詮、島のうちへさへ納め候へば、皆神物なりと了簡し、何がしとかや申谷に、埋みたるよし、申伝へ侍る。金の機物、其余、女工の具共、皆金にて候由、四郎右衛門何と仕候や。右神器うづみたる所を、子どもに不申聞ゆゑ、今において其所しれ不申候。

「御入国のみぎり」とある。慶長五年(1600)黒田長政が福岡に入府し、早々に、沖ノ島の秘宝についての情報を得ている。巷間に流布していたものか、周辺の学者が発言したものか。既にこの段階では沖ノ島秘宝の存在は知られたものだった。黒田家はキリシタン大名である。父如水の洗礼名はシモン、長政はダミアンだった。1604年シモンの葬儀は福岡の教会で行われている。長政はローマ字印章：Curo NGMS を用いた。『イエズス会日本報告集』1609年によると、キリシタンであった秋月領主黒田惣右衛門がその甥である筑州(長政)にキリシタンの合法的居住許可を要請しているが、長政は認めている。かれについては「偶像崇拜者」とあ

るから棄教はしていたが、キリスト教には依然、親近感があった。

なおこの時まで神宝は「あらは」ということで露出していた。ふたたび何とかという谷に埋めたと記録された金の機物について『沖ノ島』10頁は現存の金銅製機織具とは別で、いまも埋まっているとしている。

この事件はキリスト教協会側にも記録が残されている。ジョアン・ロドゥリーゲス・ジランによる『1609年年報』である。

博多の市から三十里離れたところに或る神に捧げられている島(*沖ノ島)がある。異教徒たちはその島からつまらぬ物や価値のない物でも運んで来ることは著しく不敬な行為だと考えており、その掟に背く者はかならず罰を受けると言っている。そしてこの島にこの地方の人が住もうとしないのはもとより、他の地方の人々からも忌避されている。さらにこの島では一年を通じてほとんど収穫がなく、そのためにその島に住んでいる仏僧は辛うじてごくわずかの食料を入手できるだけである。こうした事情を考慮し、さらに状況が悪化しはしまいかと心配した仏僧は、或時、殿にこの島の神社の中に多くの財宝や価値のあるものがあるに違いないと言った。この言葉を聞いた偶像崇拜者の殿の貪欲な心の中に欲望の火が燃え上がり、何人かの家来をその島に派遣しようとしたが、各々がその役目を嫌がった。この様子を見た殿は異教徒をその島に送りこむのは難しいと判断し、心の中でこう言った。「キリシタンは神を恐れぬという噂は本当であろうか」と。そこで(軍勢の中で我らの教えを信奉していたために追放されてきていた)籠手田ゼロニモを呼びよせ、彼に自分の考えを伝え、ただちに船に乗ってその島へ向かうように命じた。この立派なキリシタンは困難をものともせず同じ信仰を持つ何人かの同志と語らって船に乗り込んだ。すると空には厚い雲がたちこめ激しい嵐が起こって一行を脅かし、海には波が逆巻いて船を危険な状態に陥れた。それにもかかわらず一行は無事島に辿り着いた。(ゼロニモは)仲間とともに船から陸に降り立つと金目の物や値打ちのありそうな物を集め、最後に偶像の神殿に行き、それを粉々に壊してしまった。こうして役目を立派に果たし終えると島を離れ、獲得した品物を持ち帰った。そして博多に着くとただちに殿のもとに行き、持参した品々を差し出した。それで彼が出かける前にゼロニモの大胆さを嘲り、一行が神から大いなる懲罰を受ける

と予言した人々は赤面し、それまでは偶像に対して抱いていた敬意を爾後は我らの教えに対して抱くようになった。

上記は鳥居正雄氏による訳で、原本は天理図書館蔵

Lettera Annva del Giappone de 11609. e 1610. Scritta al M. R. P. Clavdio Acqvaviva Generale de 11 a Compagnia di Giesv. Dal P. Giouan Rodriguez Girano. In Milano. MDCXV. 141 pp.

であるが、未見。おそらく原本に沖ノ島とはないはずだが、益軒の文章に照らし合わせれば、沖ノ島を舞台にした事件であることは明白である。長政が沖ノ島宝物を再び島に戻したことは、キリシタン側記録には書かれていないが、事実であろう。ほか柴田常恵・前掲論文参照。

(2) 神島・沖ノ島と大島

地籍図(第2図)を見ると、現在の沖ノ島は2988番と2989番、2990番の3筆である。

2988番はむろん境内地で、所有者は宗像大社、面積は68万3510平方メートル(登記簿ではもと六八九式0式 m^2 を訂正)と広大である。登記簿は明治大正のものが見つからないが、閉鎖登記簿をみると、昭和25年7月6日譲与に依り昭和27年3月12日に宗像神社の所有権を登記するとあり、それ以前は大蔵省が所有者だった。福岡県保管文書に依れば、昭和5年段階でも「官有地」のようで、昭和12年に陸軍築城基地本部部長より県知事に、沖ノ島を軍事用地とするという現状変更の届けが出ている。経緯は未詳で、灯台敷地はあったが、昭和25年に全面的に神社に返還されたい。

後者の二筆は島全体の微々たる部分にすぎない。2989番は22平方メートル(登記簿では訂正して七式 m^2 、2990番は181平方メートル(登記簿ではもと壱式五 m^2 を訂正)と狭小であった。桁が4つも5つも違う。その所有者は宗像漁業協同組合である。当初は大島漁業組合で、漁協の合併によって名義が現在のものになった(宗像七浦のうち鐘崎漁協は宗像漁協には含まれていない)。地籍図を見ると島の東側に二筆があるかのように見えるが、実際は南側にあって、社務所の近く、

船引き場、船を引き揚げておくだけの面積であった。何かの接岸施設を作った経緯があり、それが登記(土地所有)に反映されたのかもしれない。こうした筆が分筆(枝番)ではなく、登記の当初から各筆として設定されていたことは、土地利用を考える上で重要である。

広大な島の神社有地(2988番)の一部を借地して、信仰とは異なる目的で土地利用がなされてきた。

その1は上記の大島をはじめとする周辺の漁民(大島漁協)で、小屋も建てられた。

その2は灯台である。灯台は戦前には海軍水路部、戦後は海上保安庁の管轄であった。

その3は戦時中の陸軍省(砲台)と海軍省であった。

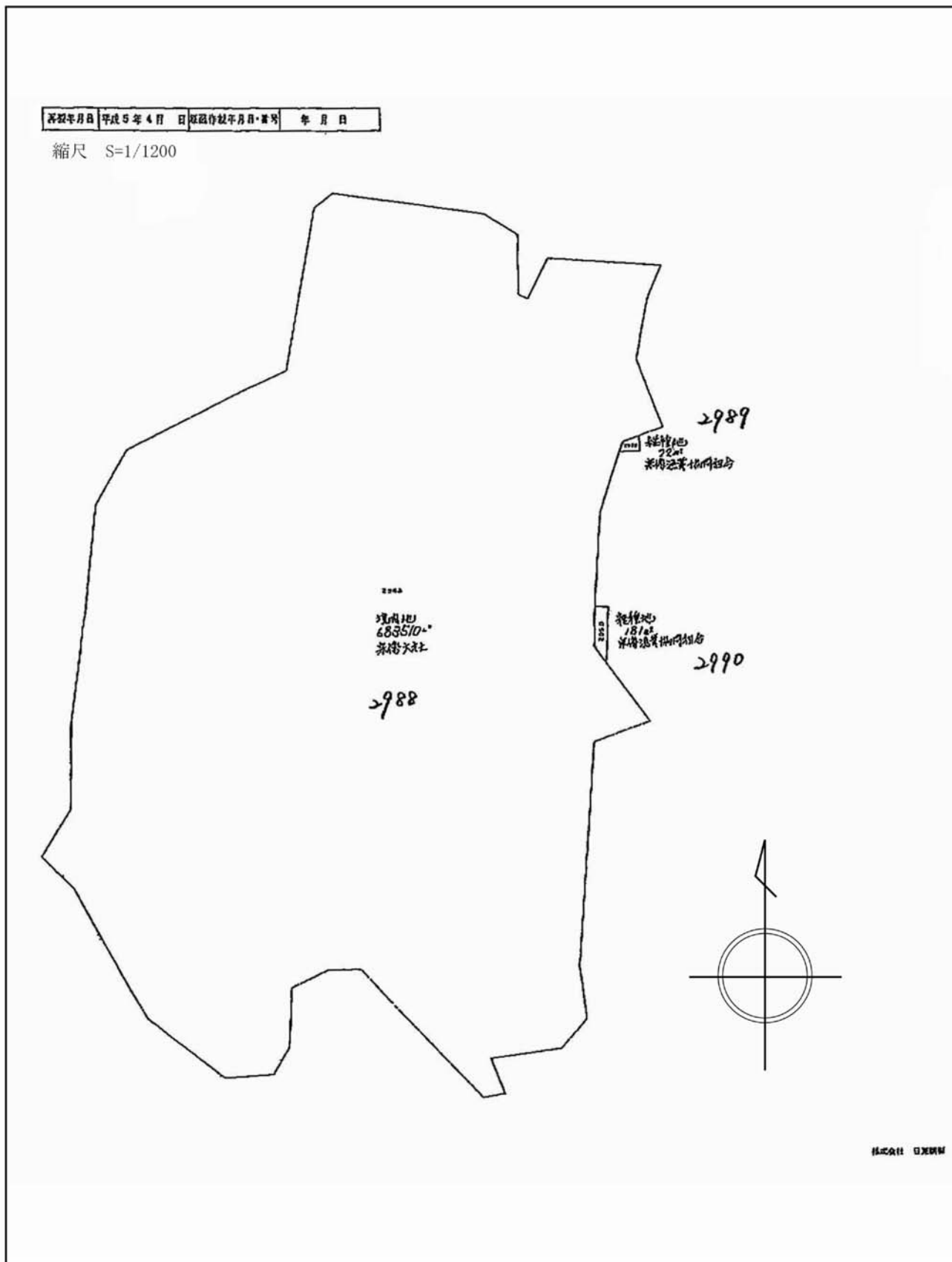
2(灯台)は明治38年4月初点(灯台のプレートは「沖島燈臺 初點明治三十八年四月、改築點燈 大正拾年拾貳月壹日」と読める。『大島村史』528頁では佐世保鎮守府により灯竿および望楼が建設されたのは明治37年4月とある。『宗像神社史』11頁も明治37年4月建設。一年ちがうが建設着手から点灯まで一年を要したのだろうか。灯台守は10日交替で、ふだんは大島に住んだとある(『しま』98頁)。缶など燃料運びは大島の人が雇用された。

3のうち沖ノ島砲台の竣工は昭和15年3月(『大島村史』532頁)。沖ノ島海軍防備施設は昭和17年7月に「完了」した(同540頁)。陸軍省下関要塞部管轄の砲台には、一個中隊(約200人)が置かれた。兵舎はオワサバタケにあった。弾薬庫は岩穴にあった。将校宿舎そして海軍兵舎はウスグラとよんだ場所にあった。そこは岩の下に朽ちた臼があった。海軍省では潜水艦対策の音波聴取を目的とした部隊を置いたとあるが、主力は大島か。昭和20年8月までである。

現地にはいまでも陸軍用地の境界石標が残されている。実測と厳格な境界設定がなされた。

1の漁業はみたように江戸時代には遡り、いまでも行われている(ただし小屋に戻らず、船での停泊が主流)。

大島漁民による沖ノ島漁業については、前掲の土屋久「宗像沖ノ島の神事と大島の暮らし」(『しま』227)が詳しい。筆者が大島にて宮本俊二氏や佐藤千里氏から聞き取った話しは以下のようなものである。



第2図 沖ノ島地籍図

沖ノ島は魚が豊富で量も多かった。漁業関係者は、早い船は10月から、日和を見て島に渡り、小屋に入って漁、旧正月の直前までいた(旧正月は閏月の有無で異なるが、多くは立春前後)。そして旧正月の間は「よこうて(憩うて)、休みが終わると彼岸の頃、再び来島した。春先、4月5月までいて大島に帰島した。冬(10月から2月はじめ、5ヶ月)が長く、春(2月後半から5月、2ヶ月半)は短かった。

小屋は神社有地を借地した。5、6棟はあって、1棟には1ないし2家族が入った。船1パイ単位で1パイか2ハイ。最年少者が1棟分の賄いを担当した。30人近くが生活した。釣り漁が多かった。(佐藤千里氏)

どじょうの頭をくびって、疑似餌みたいにして、ぶりを釣った。竿はなし、手で釣る。昭和20年頃の糸は絹糸のよった糸、柿の渋でずーっと付けちゃ干し、かわかしちゃー付け、付けちゃ干し、固うなって扱いよかった。(手で操るから)切れない。テグスというものはなかった。後にはピアノ線。ワイヤー、針のどこまで五尺ぐらいつけて(テグス部分か)。

上げるときは大きなブリカギ、殺しちやいかんから、腹へいかんごと、ちょっと背中に浅めでかける。あんまり浅てもいかん。タモですくうこともあった。ワイヤーで手を切らんごと、肩からぐーっと回してそのまま上げた。いけすに入れる。

「おおせ」もいた。川にいるサンショウウオに似ている。沖ノ島におったけど、いまは絶滅。前は一年に一回、祝い事でとってきて食べていた。いなくなって買ってきたこともある。卵じゃなく胎生、生まれていきなり泳ぎ出す。フカも胎生です。1mぐらいにはなるとでしょうね。

オオセ：テンジクザメ目オオセ科オオセ属

クロはくるくるっていう。シイオもいた。久の魚(『続風土記』)ってなんだろう。

釣った魚はいけすで生かしておいた。加工せずに、鮮魚の状態で本土に送った。運搬船は沖ノ島で小屋がけする漁民のうちから、当番がなったり、大型の船を特別に雇ったりした。搬送先の港は神湊が主、戦後は福岡にも行った。氷のある時代には下関の製氷場から運んだ大きな氷を使用した。氷倉庫の跡はいまも浜の鳥居の横にある。冬季だったから、もと

もと腐りにくかったが、下にアンペラ(竹の皮を細く編んで作ったむしろ)。簀の子状のものを敷き、むしろをかぶせて水をかけて、魚が乾かないようにした。できるだけ生かしておく。運搬船に載せるときは、しめた(いきじめ)。氷のない時代はよくわからないが、いけすを活用しただろう。

帆船時代でも追い手(追い風)を得られれば沖ノ島から4、5時間で神湊に入ることができた。しかし時化れば魚を腐らせた。一部は塩漬けにした。(宮本俊二氏)

「親父は当時、二、三日に一度、沖ノ島から鮮魚運搬船で魚を運んでおり、朝売りに間に合うよう大島へ夜中に戻ってくる。市場に魚を出したあと、沖ノ島からの手紙をもって家に帰ってくるんです。学校に行く前、それを一軒ずつ配るのが僕の仕事でした。それで、どの人が沖ノ島にいるのかわかりましたね。昭和三〇年代のことです。(山口國一氏、『しま』93頁)

沖ノ島での漁業生活を真に支えたのは、この運搬船が保証する販路である。販路がなければ漁業の意味がない。運搬船が大動脈である。回数は少なかったにせよ、帆船時代であっても、沖ノ島の生活がある限りは、必ず往反したはずである。

漁師はせっせと家族への手紙を書いた。

『防人日記』にも
(四月)

十一日、さきの防人、例の事どもしをへて、船出す、^(終)家に文ことづく

と交代で福岡に帰る前隊に、種信も手紙を言付けた。

『沖津宮』(宗像神社社務所・幡掛正木編輯・昭和三年、1928)の口絵写真(写真1)をみると参拝記念写真の背景、左側に茅葺きの小屋があり、前には網が干されている。右側にも小屋の屋根が写っている。漁師の生活する小屋であろう。

『筑前名所図会』に澳嶋図(第3図)がある。刊本では文字がつぶれてよく読めないが、

本社、金水、御供、お前、舟付、一ノ岳、二ノ岳、三ノ岳・白岳ともいふ

などがある。本文に「田畠八少もなし」ともある。

建物は本社の本殿(神殿方九)、拝殿、撰社三棟、推定御麻畠の一棟、御供(所)一棟、お前に二棟、東側に

二棟が描かれている。舟は舟付に東を向いた一艘と、西を向いた四艘が描かれている。西側二棟は御番小屋、東側二棟は漁師の小屋ではないか。

小屋は昔から修理して使ってきた。ホンのバラックのトタン葺き。寿命？

わる(悪)なれば取り替える。自分でする。専門大工はいない。何年でも続く。石の崩れた土、掘っ立て。

寝るとき畳はない。浜の砂利をずーっと敷きつめて、むしろを敷いて寝具。

砂利を取り替えたならまた暖かく、気持ちがよくなる。むかしの人がそうだった。わたしのころはそういうことはなくなって、家にある古畳を持っていった。(宮本俊二氏)

漁師小屋は昭和四十二、四十三年ごろまであった。そのあとは船が高速船化して日帰りができるようになった。ブリは7、8キロでいまは1万円、そのころはブリの値はいまの10倍もよかった。当時でも1万円(『しま』94頁、当時電車の初乗りが10円か20円だったから、いま物価は10~20倍になっている。当時は1匹で20万円近くしたようだ)。

大島200人の漁民のうち60人ほどが沖ノ島に渡った。しかし高等小学校(中学校)を卒業した少年にとっては、遊ぶところが何もない島に行くことは「島流し」だった。むろん女性はひとりもない。

シケシラス(時化知らず)は『沖ノ島』や佐藤千里氏によれば西側ケンザキ、クズレあたりの瀬ノ下をいい、コチ(東)やら八工(南)の風を避けることができた。ここを宮本俊二氏はシケシラスとは認識しておらず、東側、ツナトリゼの北側をシケシラスという。北風西風が避けられる。

島にはオガチ(オオミズナギドリ)が、小屋島にはウミスズメがいた。

ウミスズメ、卵はうまいよ。親がいるとかわいそう。立派な卵、巢にふたつぐらい。抱いていたり、ほったらかして沖にいったり。卒業式がむかしは4月。それから行く。3月4月は卵がヒナにかえっていることはない。殻が弱かった。ちょっと当たったら割れる。フノリの箱に並べておくか、すぐに湯がくか。

*オガチ(オオミズナギドリ)の産卵期と漁民の滞在

時期は、ずれていた。

オガチは親を焼いて食べた。卵を産む頃は梅雨時。そのときは漁にはいない。カモメの一種、夏になったらくるよ。オアサバタケ、歩きよったらリュウノヒゲ、その下の奥の方に(巢があって)足がずぼっと入る。オウゴンダニまでは入ったことはない。

天然記念物の保護観念が稀薄だった時代の話である。

大島で発動機船が建造されたのは大正八年である(『大島村史』442頁)。『大島の歴史と文化』57頁に同年6馬力の発動機船幸運丸進水とある。

『筑前鐘崎漁業誌』429頁によると、日本で最初に漁船が動力化されたのは静岡の試験船富士丸が明治三十九年。鐘崎では、大正二年佐屋形丸(運搬船)が最初といわれる。沿岸漁船が動力化したのは昭和三年らしい。その後動力化が徐々に進行したとある。動力船は使われていたかもしれないが、主力とはいえず、貧しい漁師は継続して帆掛け船を使用していたらう。

明治三十八年、もうその頃にはおっとる。神社日記(日露戦争記事)の欄外に但し書きみたいにして書いてある。動力船の登場以前、帆船時代から。大正六、七年に動力船、その前は帆掛け船、櫓押し。大島には船大工がたくさんいた。

『大島村史』に安永三年二月一日沖ノ島に漁業に行く漁船の遭難で死者が8人でたとある(191頁)。出典は不明である。事故は多く、信仰や禁忌はそうした事件と密接に結びついていた。

水は波止の東に流れていた。社務所も軍隊もこの水を利用した。オウゴンダニの下流であろう。神官の畑もオマエに少しあった。灯台の人たちは山上に小さな耕作地を持っていた。現在は太陽電池で発電するが、その前は自家発電、その前はランプ生活だった。

海女の活動は大島だった。沖ノ島には行かない。

アワビは夏場は岩の下にいる。冬場は水温が低いので岩の上。冬場に海士(海女)を入れたら一網打尽にしてしまうので、大島では規制しています。(『しま』96頁)

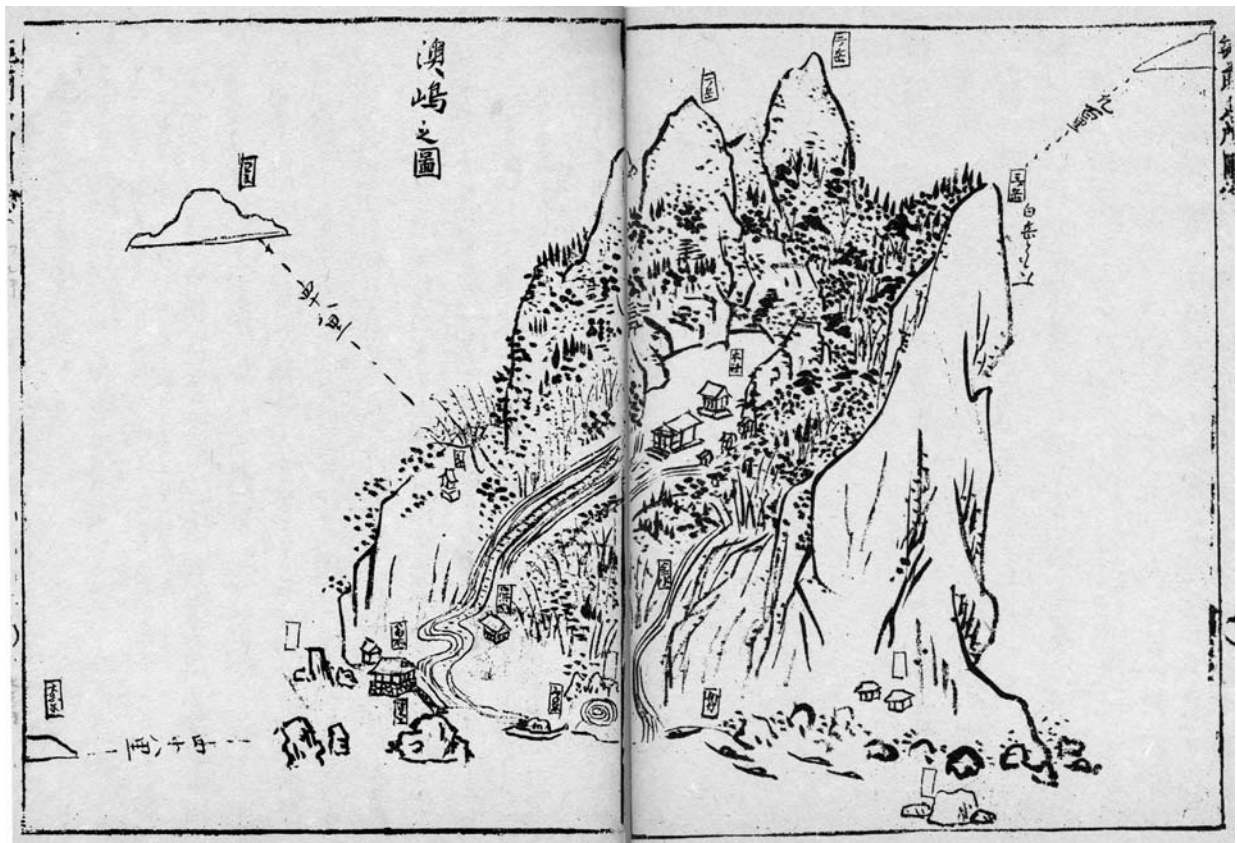
海女はシャツだけ。むかし、スーツはない。ずーっと潜っていたら夏でも寒い。冬なんか寒くて潜れない。

⑤ . 宗像の島々：小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌



写真1 沖津宮参拝記念撮影

(『沖津宮』宗像神社社務所・幡掛正木編輯・昭和3年、1928)



第3図 澳嶋図

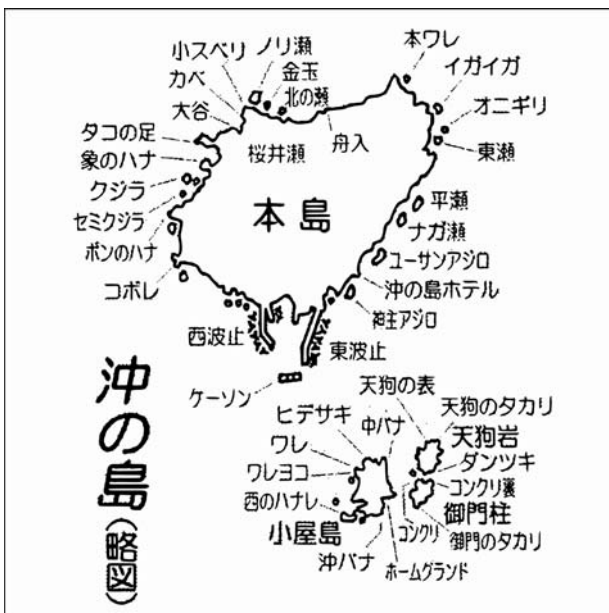
(『筑前名所図会』)

(3) 沖ノ島・大島・小呂島の地名

沖ノ島には生活の必要上、多数の地名があった(第4図参照)。そしてそれらの多くは貝原益軒の時代に同じであった。おなじ生活が継続されてきたといえる。沖ノ島・大島(第6図参照)とも海岸地名が多い。瀬床である。それらは、ほこつき漁(近代では箱ガラスで魚やアワビを探し、船から突く)に、あるいは山アテに、とくらしに必要なだった(先述)。

沖ノ島は大島村のほか瀬渡しで釣り人がやってくるが、生活のためではなく遊びであるから、その範囲で許容されている。

その瀬渡し釣り人が使う地名もある。瀬渡しは博多や神湊、津屋崎などからであろう。この地名は大島漁民が使用する地名と一致するところもあるが、多くは異なっている。大島の漁民にたずねても知らないというものが大半であった。地名地図では大島漁民が使う地名に限定し、瀬渡しのパフレットに載っている地名は参考に図のみあげておく(第4図)。



第4図 瀬渡し業者が使っている沖ノ島の地名、通常大島漁民が使っている地図とは異なっている。

沖ノ島の地名(小字は沖ノ島のみ)

1 おまえ(御前)	2 おたか(御高)	3 太鼓岩
4 荒船(あらふね)	5 がめぜ	6 かねざき
7 かんす	8 えぼしいわ	9 くずれ
10けんい(剣岩)	11かっさき(柏崎)	12おもてぼん
13ぼんの崎	14うらぼん	15こぶ
16のりぜ	17のりぜのかべ	18おおたに
19おうべら	20しゅるだし(しゅるだし)	21われのはな
22こばな	23しけしらず	24つなとりぜ
25ひらせ	26ながせ	27おおいわ
28のぞき	29たぼなか	30せのした
31おあさばたけ	32一ノ岳	33二ノ岳
34しらたけ(白岳)	35おうごんだに	36びろう
37うすぐら		

*クジラセ：鯨のように見えた。干満によって見えたり沈んだりする。
 こばな、ながせ、ひらせは『沖ノ島』などに掲載されている地図とは位置を異にする。「いなかのじょうろ」は鼠の巣の忌み言葉。大島聞取ではこの地名を確認できなかった。「あじろ」も未詳。
 *「沖ノ島の植物(前掲)」に「いすのき 東部ノ一方面ナルモ量多ク大木ヲナス此木ノ最モ多キ谷ニ「ゆす谷」ノ称アリ」とあるが確認できない。
 また34頁にヤマジ川とある。山路は大島の小字名であるから、混同か。

小屋島周辺の地名

1 かもぜ	2 おふないり	3 ひでさき
4 ふなとおし	5 みかど(御門柱)	6 てんぐ(天狗岩)

*小屋島も御門柱も近世地誌に頻出する。
 「おふないり、機械船はむりだけど、テンマ船は入る。ナレ(ナデ)釣りをする。」

大島の地名

1 小字志美	a しび(志美)	b やまべ
	c かまぶり	
2 小字真名箸	a たまち	b おんぼうぜ
	c べんてんだし(山アテに使う)	
3 小字山振	a やまぶり	b りゅうぐうさま
	c さきやまぶり	d つうれ
4 小字加代	a かしろ(加代)	b くるせ
	c あなのうら	d くえど
	e ことがうら	f みつぜ
	g ふたみがうら	h てろうら(の山、鯨見の山)
5 小字小使	a ひらばい	b くじらがうら
	c ひやみず	d ううせ
	e おおづかい	f こづかい
	g どうくつ	h ながせ
	i よがまた	j うつりぜ
	k たた	l ねこやま

⑤ . 宗像の島々：小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌

6小字舟倉		
7小字中江		
8小字岩瀬原	a いわせ	b いわせはら
	c 入道坂?	
9小字伊東	a もと	b いたう
	c ふかぐちのたに	
10小字峠	a おおにうどう	b とうげ
11小字瀬山	a ふたまた	b まるわ
	c いけじり	d どうさき
	e いたびかずら	f よこせ
	g よこまくら	
12小字神崎	a くろかべ	b しらせ
	c かみざき	d ばていいわ
	e ひだりぐうら	f またせ
	g みうら	h うのくつ
	i かべのはな	j かべ
	k はもう	
13小字野田	a くばた	
14小字下津和瀬	a ひた	b ひめ
	c まるやま	d つわせ
	e とおみやま	
15小字家門田	a つわせ	b かげのうら
	c みみがね	d いたぎ
	e ごとうぜ	f ひみずがうら
	g ううごし	h ふかぜ
	i やかてえ	
16小字中津和瀬	a たのうら (田ノ浦)	b たたのうら (多田ノ浦)
	c こはしのうら (小橋ノ浦)	d はしのうら (橋ノ浦)
	e ちんのした	f みたけやま
17小字大牛 (おおぎゅう)	a おおぎゅう	b まつがした
	c とりのうら	d よせ
	e たたみせ	f たてがみ (立神・立神岩)
	g すがらまち	h じょうやま (城山)
	i ううづきのたに (大月谷)	j しらいしのたに
	k ごひょうぎやま (五評議山、御評議山)	
18小字津崎	a こばらみ	b はらみ
	c みなとじり	d わいぜ
	e そね	f そねはな
	g じじばばぜ	h ううさき
	i さくぞう	j めたか
19小字長者倉	a ながさき	b だんぢくがうら
20小字大岸	a おおきし	b いまにし(今西)
21小字明山 (あかりやま)	a あかりやま	b くうら
	c かなぐら	
22小字保戸呂瀬	a ほとろせ	

23小字山路	a おおもん(大門)	b こもん(小門)
	c ひいぞう	d やまじ
	e 幸山	
24小字宮ノ後		
25小字井ノ浦	a いのうらみち	
26小字江坂		
27小字中西		
28小字叶川(かないがわ)		
29小字谷		
30小字雪残 (ゆきのこり)	a うらのたに (浦ノ谷)	b ゆきのこり
	c てこのうら	
31小字前田	a ごしょやま (御所山)	b きよさきつじ (清崎辻)
32小字小田		
33小字坂本	a ごしょやま	b さかもと
	c あかさか	
34小字グイ		
35小字ヤノオ		
36小字小大田	a こおた	b さよじま (小夜島)
37小字田志	a かんす	
38小字八タ		
39小字神田(かみだ)		

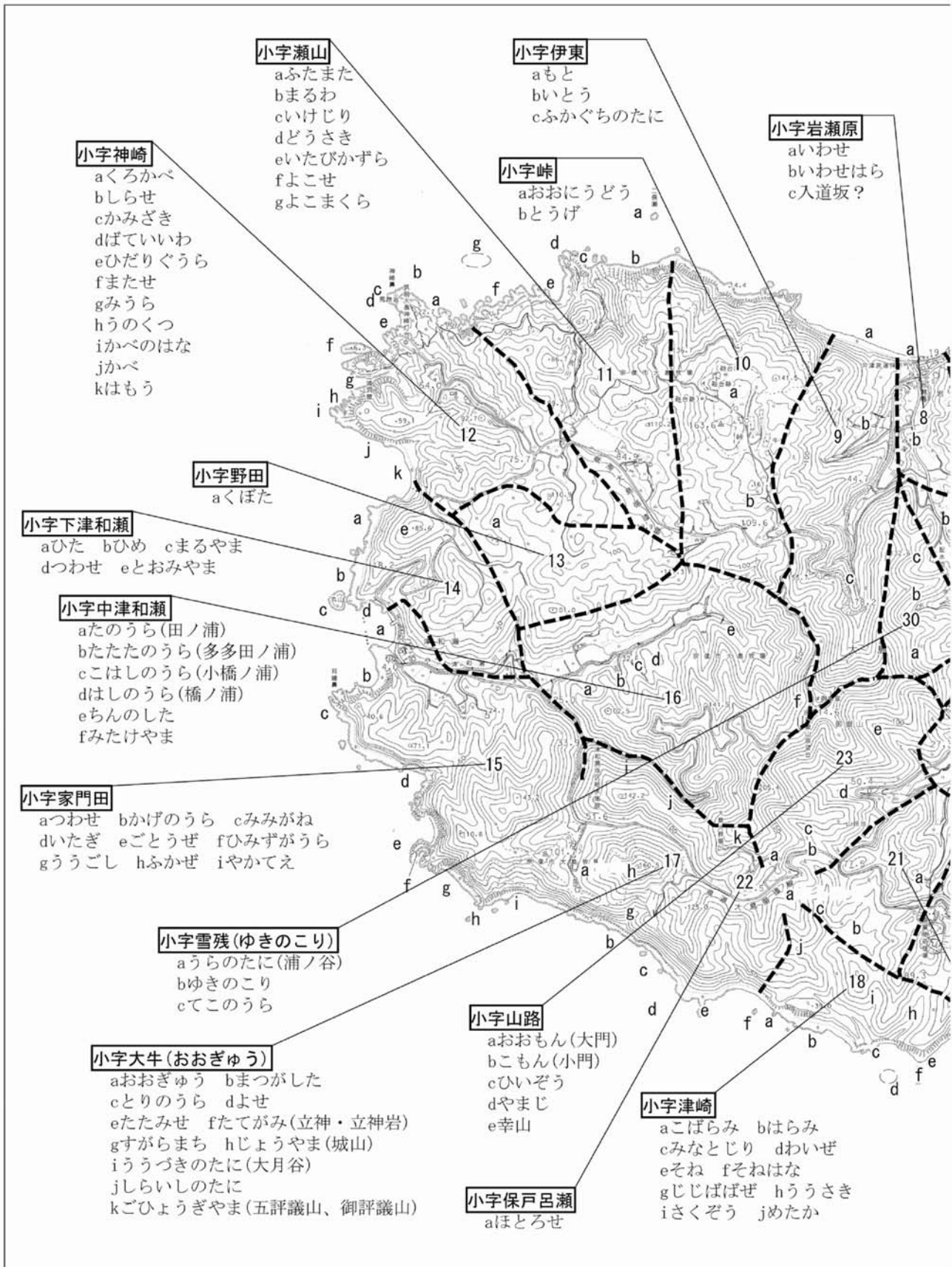
小呂島の地名(小字名は神ノ前・神ノ後・向の3つ(第7図参照))

1とびげ	2いがい瀬	3あなぐち(あなのまぐち)
4うつりば	5新八	6たいこうぜ
7うちまわし	8大石	9折下り
10なっとり	11はちのくぼ	12越前(えちぜん)
13水尺	14みつぜ	15馬のこうね
16なやば	17西の平	18向山
19砲台跡	20こまじゃる (こまざり)	21高岳(*海軍望楼)
22おおわざ	23あかぎし(赤石)	24みなみざ
25弾薬庫跡	26おおくぼ	27はしるくら (走下り)
28とのんやま	29御手洗	30水の尻
31かかん瀬	32毘沙門	33びしゃごーぜ
34はなぜ(はなれ)	35ほっこうぜ	36あしかぜ
37よしい原	38まつりやま	39どんどんぜ
40なかのくい (中ノ首)	41ふなぜ	42一つ瀬
43おおばたかい	44浄水場	45薬師堂
46一本松	47まいぞうね	48三吉
49へいぜ	50殿の山	51神のうしろ
52神の下	53大段川	54ほきのかわ
55大段瀬	56ふくとーぜ	

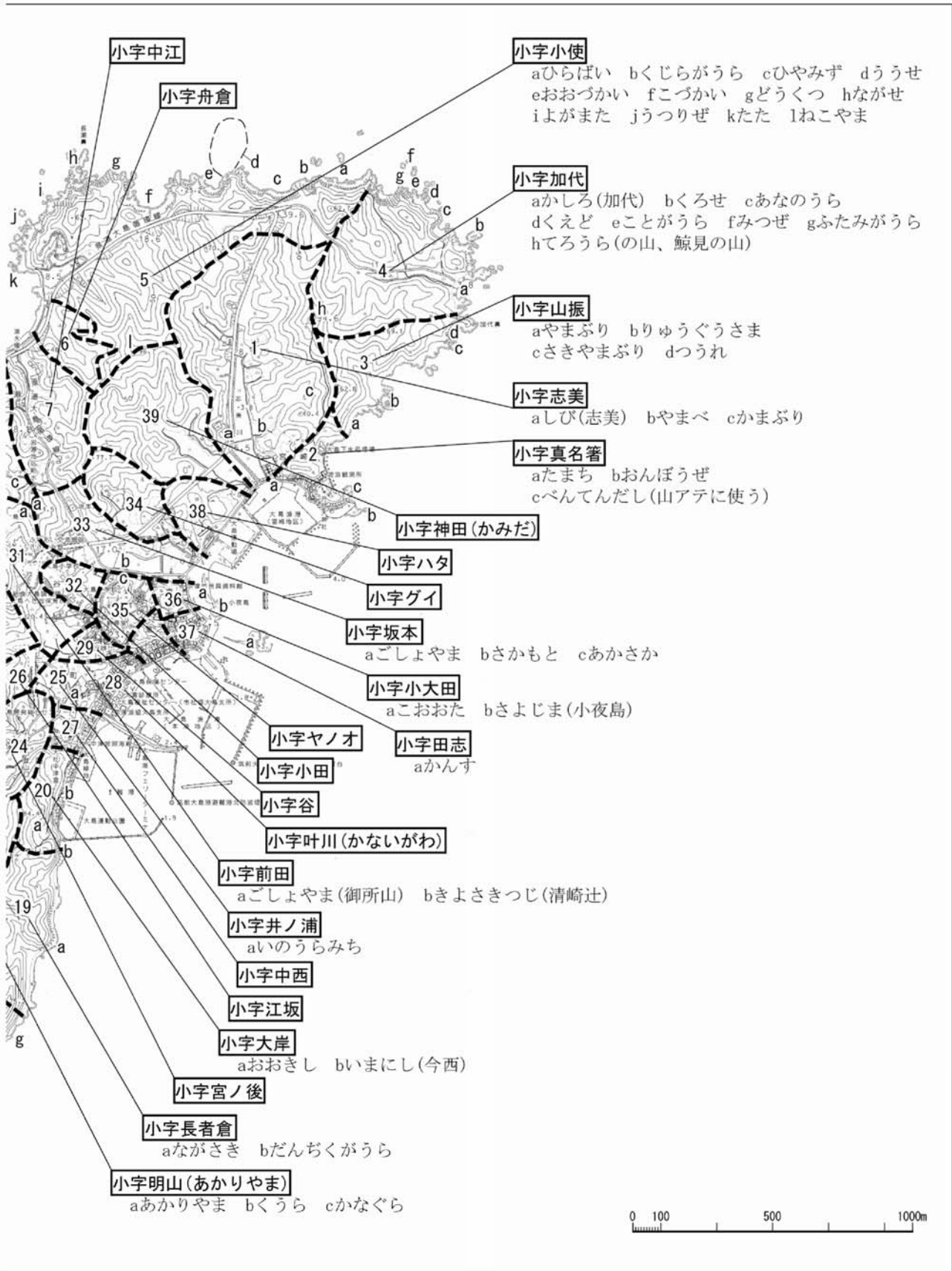


第5図 沖ノ島、小屋島の地名(上図は宗像市作成5,000分の1地形図を縮小したものに聞き取った地名を加筆した)

⑤ . 宗像の島々：小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌



第6図 大島の地名(上図は宗像市(旧大島村)作成10,000分の1地形図を縮小したものに聞き取った地名を加筆した)



⑤ . 宗像の島々：小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌



第7図 小呂島の地名(上図は福岡市作成5,000分の1地形図に小呂漁業協同組合が作成した地名図を加筆した)

4. 史料

(1) (平戸)オランダ商館長日記『日本海外史料』訳文篇
7より

〔1642年11月〕

24日(10頁)

梶目ノ大島 Casimena Oysime は、呼子 Jobico から28マイル、地ノ島湾 Sinoysima へ3マイルで、博多 Facatta 領だった(同上『商館長日記』10頁)。

〔1643年7月〕(46頁)

同月一日 本日、十人のキリスト教徒、即ちイエズス会士とその従者たちが、平戸の北方に位置する梶目ノ大嶋で、博多の領主の配下の番士によって捕えられ、数日中に当地に姿を現わすと聞いた。

同月4日 捕えられた宣教師たちが当地へ連行された。彼等は日本風に(月代を)剃り日本の衣服を着ていた。彼等の名前は以下の如くである。

ペドロ・マルクス (略)日本管区長、日本名ト意、ポルトガル人、イエズス会士、七十歳。

アルゴンソ・アロヨ・ファン・アンダルシア、(略)日本へ渡り棄教、後キリスト教に復し餓死した。イエズス会士、五十一歳。

フランシスコ・カッソラ、ローマ人 日本で棄教し、まもなく死亡した。イエズス会士、四十歳。

ジョゼ・クララ・ファン・シシリア、イタリア人、シチリアのパレルモ生まれ。日本で棄教し、日本名岡本三右衛門を名乗り、江戸幕府の宗門、改役の配下となり、1685年8月24日(貞享二年七月二十五日)に歿す。

イエズス会士、四十一歳

ラウレンティオ・ピント、長崎生まれの中国人 中国人の父と日葡混血の母の間に生まれた。三十二歳。両親はマカウ在住であるが、今も長崎に多くの友人を持つ。

長崎郊外生まれの日本人、四十二歳 イエズス会士、長崎茂木の生まれ

二十八歳の時ポルトガルのイエズス会に入会した。棄教して南甬と名乗る。

大坂の日本人一名、五十一歳 大坂生まれ、マニラに家を持ち、家族を残して日本に来た。

京の日本人一名、

この三名の人々は今まで二十三年間日本国外に在住していた。

タイナム生まれの青年一名、日本名弥作、十七歳
カントン生まれの青年一名、日本名喜作

この十名の人々はすべてキリスト教徒で彼等自身の

自由な意志から当地へ来た。彼等は、この度のために買い入れたジャンク船で、中国人及び彼等がプラスチックと呼ぶ、カンボディアと交趾シナの間のおそらくプロ・セシル・デ・テラ近辺の嶋の住民からなる六十名の水夫とともに、三〇七タエルの日本のスホイット銀及び量目十タエルの金を携えてやって来たが、この資金は、彼の地の住民等が、一行が当地へ向けて出発する際、布施として持たせたものである。そしてジャンク船の一行は陸地を発見するとすぐにこの十名の人々をただ一艘の小形三板船に降ろし、彼等は陸地を目指して漕ぎだした。最初彼等は、人も家畜もないある不毛な無人の小嶋に著いたが、それから別の小嶋に渡った。そこには小家畜と水はあったが、人間は見つからず、三旦三晩過ごした後、再び別の嶋に渡った。その嶋には、最初は気附かなかったが、山の尾根の頂上に一つの小屋即ちあらゆる外国の船、殊にキリスト教徒のカスティリア人やポルトガル人の船を見張る番小屋があるのを見つけた。さらに一人の人間を見つけた。その者は彼等から逃げたが、手招きして呼び戻し、そして、いったい何處の国へ(一行は)来たのかを尋ね、誰から聞いてここが博多領と知ったのかは明かさないという条件の約束をし、スホイット銀二枚を与えた。それから、北へ向かい下関を目指して(大坂、京を経て江戸まで旅しようとの考えであったので)まっすぐ漕ぎ出した。しかし、陸地を離れるやすぐに、先にスホイット銀二枚を与えられた者が番士たちに彼の身に起こったことを告げたので、番士たちは直ちに追跡にかかり、かなり沖まで来て、一行を番士たちの居た梶目ノ大嶋へ連行し、そこから主に陸路で当地まで護送して来たのであった。この功により、番士たちはその領主から莫大な褒美を得るであろう。

7月30日(96頁)

数人のポルトガル人宣教師と彼等の従者、併せて十人余が、海上で博多の番卒に追跡されて捕えられ、長崎に送られたが、同地では既に水責が行なわれ、そして(皇帝から使者が遣わされて)三日以前に江戸へ護送された。大方の推量するところでは、同地で裁判にかけられるためである、とのこと。

(2) 筑前国統風土記

(前略)

寛永十六年(1639)より以来、国主より島守を置玉ふ、足軽三人、水主四人、大島より役夫二人、凡九人が、はるばる来る、五十日を以て限とす、送りの舟は大島より二艘出す、島に常住の人なし、初て此島に来

る人は、先海水に浴し、正三位の社に参り、七日の間毎日一度海水を浴し、第八日に本社にまうづ、足軽水主もおなし、島山高し、其峯三あり、いと高きを一の岳と云、其次二の岳、其次白だけ、^(低し)皆岩山なり、一の岳も糟屋郡立花山よりひきし、凡此島山の形状、風景うるはしくして、奇異なる事、他邦におゐて、いまた見さる所也と云、遠く俗塵をはなれたる佳境也、岩そびえ、木しけれり、島のめぐり皆大岩也、^(見上げる)本社のうしろ左右にも大岩あり、いづれも見あくるはかり也、山中雑木大竹多し、松なし、岩間より大竹おひ出たり、山上より封馬、朝鮮見ゆ、東の崎よりは長州見ゆ、田圃は少もなし、大島、金崎、初浦の漁夫、春夏秋の間来りて漁す、其外他方よりは来り漁する事ならず、凡此神の威霊をは衆人甚おそる、靈験むかしよりしばしば多きよしかり伝ふ、此島にて忌詞多し、常の詞はけかれなりと云、僧尼、山伏、女人、牛、馬、鹿、鼠などは、皆別名あり、祭の時御饌をそなへし御飯を、後の祭礼の時徹す、其時御飯の変によりて、世の吉凶を占ふ、むかしより三神の御前、一神に各三饌、すへて九饌を備奉るに、各其人に属したるためし有て、天子、將軍、国主、国の大夫、社人の自身、或諸祀家の事に応ず、世に変災なき時はかはる事なし、其人変災有へき時は、其人に当りたる御饌の御飯に変怪あり、或御飯すへてかふるのかみの如く、小児の黒髪のうるはしくおひとゝのへるか如し、或海藻の如く、或黒くくさりて、手にとれば、忽くたけ消ぬ、さまざまの変あり、其変怪あるを見て、其應する所の人の凶をしる、むかしより此ためしたかふ事なく、必しるしありと云、

一此島の竹木土石など取来る事、神のをしみ玉ひて、必災となるよしいひて甚おそる、みたりに島の物をむさほり取てあらさは、^(荒)誠に神の崇あるへし、但正神は俗のいへることくに、鄙吝なる事は有へからず、

一奥津島のまへ廿町許、島の巽の方に、小屋島とて小島あり、高さ水面より七丈、めぐり百間許、皆岩也、

一小屋島と奥津島との間、御門柱とて岩二ならび、あたかも神門のことくなるあり、其両間四五間あり、本社の方へ向へり、いと^(高)ことなる所也、

一奥津島の磯に太鼓石とて、大岩海中にさし出たり、夫木の歌によめるは、此所なるへし、荒船に近し、昼夜潮のみち干に、此石にあたりて鳴ひゝ故、太鼓をうつか如し、しほの満干しるゝ也、

頭 仲

たつ波につゝみの音をうちそへて

唐人よせぬおきの島もり

一南方磯の岸の上に亀石あり、大さ方三尺、耳、目、鼻、口、手、足、甲、尾、皆そなはりて、亀の形に似たり、亀瀬海中にあり、

一島守の居る所は海濱に近し、後は岩也、奇石にて置をつめるか如し、又なれこ石と云石あり、初て此島に来る者は、海水に浴し、夜中に此石の辺をまはる、身の不浄をはらはんかため也、

一此島に船の入所は、島守の居る所の前に、わつかに小舟を一艘こき入ほとあり、あたかも竹生島の神前の如し、左右に背あり、浪あらし、故に漁船など来れば、濱の上に引あげ、岩によせかけてならへおく、

一此島の山中に御麻島とて、一町許諸木不生所有て、草のみ茂れり、

一田島、大島、奥津島の末社は、三所共にみな七十五社、一百八神也、近世は三所共に合せ祭りて、末社の数すくなし、一社に数神をいはひ納む、

一此島にけた物なし、只鼠多し、北土の異邦より渡り来る鳥、先此嶋にて羽をやすむ、蛇、石籠子の類、むかしよりなし、諸鳥時に應して多し、地、さゝえ、淡菜、海藻多し、薪多く大竹あり、

一奥津島の土産(この項、本によりちがいがり)

黄精 風蘭 沙防風 天南星 大葉麦門冬 風藤
包橘 こば葉似棕櫚幹直 駒鳥多し 鷹 地
(* 蛇 大葉) 淡菜 栄螺 海蝦 黒魚如鯛深黒
多脂美味 久魚 阿羅 鱒 鯛 魚師 海鱈 烏
蛇在海中

此島奇境なれば、此外異木、異草、薬草など多かるへし、渡りし者見しらされは、其有無しれす、

一荒船御社 奥津島より少し前、荒船と云所あり、船の形なる大岩有、はなれたる小島なり、前に少入海あり、御手洗と云、此所に不浄の物をすてず、大岩のみ有て、土地なし、波あらし所也、其内北の方にすこしはなれて、山上に社あり、高大明神と云、是荒船の御社なるへし、

藤原輔相

拾遺第七物名

草も木もみなみとりなるふか芹は

あらふねのみやしろく見ゆらん

(3) 沖嶋勤記『日本新現件添付差遣書』2より)

(*)は傍注文字

〔表紙〕 沖嶋語方心得記 久原 〕

〔本文〕 沖嶋勤記

一、福岡兼船致志賀嶋ニテ継立、相嶋八船出迎居申候、途中ニテ乗移候儀毎度有之由、以後八同嶋江兼付継立可申事

一、大嶋着御定番衆御名元承置可申事

一、沖嶋御番八為遠見被差越置(*)候儀ニ付(*)候之条、昼夜無烟断見廻り可申、間ニ八神職同様ノ心得ニテ本文ノ趣八取失候モ有之候ト相聞候条、以後急度相改可被申候事

一、異国船漂着有之節八速ニ助揚、昼夜代々見守可被致候、尤人質トシテ吾人取置、天氣快晴次第付添速ニ大嶋江漕渡り、同所御定番衆江委細口上書ヲ以相聞、引渡可被申候、右ノ事々相濟候上八速ニ沖嶋江渡海可被致候事

但、本文ノ趣其節委敷相認、大頭役所小頭中江当名致シ例ノ通継立ヲ以、寶子町継所ヨリ大頭役所江相達候様送状差添送出可被申事

一、日本船漂着致候節八、天氣晴次第出帆可被申候、尤船損シ乗廻リ難相成出来節八御加子江申談、大嶋迄漕送ラセ右ノ次第委敷御定番衆江掛合可被申候、御番所明ケ付添參候儀ニテ八無之候事

一、御番所付御道具并御木屋付諸道具、毎月現改致、手人等無怠可被致候、尤御鉄砲箱ニ入置、毎月而度充手人ノ事

一、大嶋ヨリ渡海ノ節、自然風波強相成御扶持方米濡候儀有之節八、着ノ上速ニ干立相用可被申候、近年毎度濡米有之御償ノ義被願出候得共、以來八右願猥リニ御取用無之候事

子四月

一、唐人船漂着候八、速ニ大嶋江漕送り、御定番衆江引渡可被申候事

但、吾人付添ニテ行届間鋪ト相見込候八、両人ニテモ付添可被申候事

一、御番所嚴重相勤、御鉄砲手人等不怠様被致候事

一、間ニ八御番人ト申儀ヲ取失、神職ノ様ニ相心得被申候人モ有之歟ニ相聞江候、甚以心得違ニ付、重畳勅弁被至度事

一、御山内竹木猥リニ伐取申間鋪事

一、御嶋ノ廻リ自然不淨物流寄候八、突流シ可被申候、右様ノ物漕余候儀ニテ八有間鋪事

一、御番交代ノ節、御道具并御木屋付諸道具共々受帳相認、交代帰ノ衆ヨリ持參候方御役所江相納可被(*)申下候、其節(*)予兼子差出被置候分引替可被申候事

一、右御道具并諸道具共々損有之候八、帰着ノ上損シ道具并御役所江致差出置可被申候、尤自分物ノ分八年番江モ同様書付差出置可被申候事

一、語方ノ内自然病人有之、御番所江難差置容体ニ有之候八、大嶋江漕送ラセ可被申候、尤其節御番人ヨリ容易ニ付添參候事ニテ八有之間敷候、大島御定番衆江右容体彼是委敷書状ヲ以掛合、御加子ヨリ漕送り候様取計可被申候事

一、御嶋近辺ニ日本舟自然破舟等有之兼組ノ者揚陸致候八、其者其国所委敷相調子、舟頭并御加子何人ト申儀ヲ委敷相認、書状ヲ以大嶋御定番衆江漕送ラセ可被申候、尤右漕送りニ相成候子モ、跡御舟兼組人数差支無之様取計置可被申候、勿論御番人ヨリ付添參候儀ニテ八無之候事

一、漁人參候節、当時ニテモ交代木屋ニ召置被申間鋪候事

一、御嶋ノ儀八一切御足輕受持ノ儀ニ付、御加子御木屋損シ所等ノ儀モ手元ヨリ取計ノ事

一、御本社末社鳥居等損シ有之節八、其旨書付致シ御嶋神主江通達可被致候事

但、爰元江申出有之事ニテ八無之候

御役所

一、毎日毎夜替々沖ヲ見申、不審成船見入申候八、追掛留置大嶋御番所江注進可申事

一、唐人船ノ儀八不及申、吉利切支丹船ト知シ申候八、則大嶋江連渡海可仕事

一、日本船ニテモ、何トソ不審成様子ニテ御座候ハ、留置早々御注進可申、并御鉄炮三挺持参候ヲ常打申間敷事

右被仰出候通油断仕間敷候、若不吟味仕候ハ、由事可被仰付候、為後日書物如件

御足輕

寛文十二年閏六月

小頭中

冲嶋心得書

一、御嶋話方当込ニ相成申候ハ、早々証拠方江御扶持方米証拠相願可申候

一、乗船証拠ハ、乗船前日御館江罷出、小頭江問合証拠受取、浦役所江持参引替候事

但、福岡湊町熨斗屋・博多市小路町末次向家ノ間ニ引合候テ証拠付、明日何時何方ヨリ致乗船ト能所ヲ申付、尤風破強出船不致候ハ、早々相届候様申談置候事

一、風破強乗船難相成候節ハ、引日大頭衆ノ役所御月番并役所江相届候事

但、三人ノ内志人ニテ宜敷、今日冲嶋乗船仕候处、何分風破ニ付乗船難相成候様、快晴次第二(八)乗船仕候様申届候事

一、出船ノ節、何日何刻ニ致乗船候ト組小頭志人ニテ、御館出日ニ小頭手元ノ相届候事

一、御番所障子紙請書法

冲嶋御番所付窓障子共ニ張候四方切受取申事

一、巻帖ハ 四方切

頭書 何某

年号月日

同 右同

同 右同

御役所江当ル

一、大殿様ヨリ御挑灯三張・蠟燭三拾挺御宝納、御買物所引合受取、持人ノ儀八觸文江問合候事

一、冲嶋居木屋諸道具損繕目仕替等ノ儀ハ、先番歸ノ面々江引合、其趣前込二年番江申出置候事

一、宇子油 三升 七ふしみ・付木添

右地行住居大原米吉殿江問合候事

一、御膳六膳 大三膳實子町 小三膳大工町間 差合無之候

檜物屋江相頼候事

一、相嶋次船途中ニテ継候事及聞、是は必乗替申間敷候、荷物等落込申候事有之由ニ付、同浦二八多滞船不致候得共、若風波強渡海難相成候節ハ止宿可致候、奈代等見合遣ハシ候事

一、大嶋着船定番衆向家江届ケ参可申候、尤頭書ノ名札持参務着用、大宮司ノ方江王参、是八頭書ニ不及、名札指出シ候事

一、御供米トシテ河野遠江守殿方江 左ノ通着日宿ヨリ人足ニ持セ可遣候

一、御供米 三升三合

一、御初穂 百五拾銅

右御神納

何の何かし

右同

右同

一、大嶋着船翌日ヨリ毎朝海二垢離力キニ行候事

一、御嶽宮・中津宮・岩瀬御拜所江参詣致候事

一、大嶋宿江為土産茶半斤遣シ候事

一、大嶋ヨリ御嶋江参人足ノ者、若悪敷者ト見江候ハ、取替候事

但、御嶋江参人足内夫江召仕候間、内夫証拠并薪証拠歸リノ節、書調差出候事

一、御嶋江参人足、百日分糶米五斗持参、一日白米五合充、過不足八歸リ算用致候事

但、御嶋江出船前少々振廻致候ニ付、其節為土産茶半斤持参可致候事

- 一、御^(神号)上ケ、御加子并船頭同道ニテ、遠江守殿方江參候事
但、若人參、式人八荷物等相展*仕)廻候事
 - 一、御嶋江出舟ノ節、神酒管升并為土産酒式升持參致候事
但、神酒八七日過、參詣ノ節ニテ御神前江備ル事
出船ノ節、新着ヨリ振廻致候、船頭一同ニ呼
 - 一、御嶋着船ノ節、古語ヨリ振廻致来リニ候、其心得ニテ福岡ヨリ諸品々用意可致事
 - 一、御嶋着翌日朝ヨリ垢離カキ、七日ノ間何方江毛行間鋪候、尤着日ヨリ七日忌明ノ事
 - 一、着日ヨリ七日目忌明ニ付、金藏ニテ潮花ヲ取左右ノ手ニ握リ、御⁽⁴⁾木屋三度廻
但、丸裸ニ相成候事、右相濟御神具并ニ御木屋付諸道具垢離ヲカ、セ候事
 - 一、八日目、改身、御殿・正三位宮・荒船宮三社江御膳上ル、參詣仕候事
御木屋ノ後ノナレコ丸ヤノ上ニ置候事
但、福岡ヨリ頼^(能成)候、何^(能成)不寄、初參詣日ニ御殿江上ル、波ノ花ニテ清メ候事
 - 一、御膳日前日、神具金藏ニテ垢離カ、セ水溜ニテ清メ候事
 - 一、御膳日、御⁽³⁾供夕キ候ニ、灯火ニテ夕キ申候、尤ゆるり其外波花ニテ清メ候事
 - 一、御膳日、一六式日、五節句、毎月十三日ニ八御白粉餅上ル、糯米ヲ少々マセ、八タキ粉ニシテ小餅程ニ作り、煮又ニ上候事
但、前日自分垢離ヲ力遣⁽³⁾候上ニテ、日・杵共ニ其外諸道具、金藏ニテ垢離ヲカ、セ、翌朝作り上ケ候事
 - 一、御船式艘八
六挺・四挺 小早
朝⁽³⁾往トモ云、諸事注進船也
 - 一、御殿其外、何方ニテ毛摺所八書留置、帰リノ節役所江差出致候
 - 一、筑前方渡海船見江候節、夜ニ入候八、御山江登り、高キ所ニテ可致建火候事
 - 一、四月・十一月、為御祭礼河野遠江守下社家共被致渡海、着ヨリ七日間八垢離ヲカキ、八日目御祭礼、其内八自分共ヨリ御殿ノ事諸事致候事
 - 一、御祭礼ノ節、垢離ヲカキ、上下着用參詣仕、拜殿ニ相話ル事
 - 一、御初穂 七拾貳銅
 - 一、御供米 壹升五合
 - 一、御万 百五拾膳
 - 一、御水曲 壹本竹ニテ作り
但、御祭礼前日上ル、神主渡海有之着船ノ日、御⁽⁴⁾木屋ニテ出来膳出シ候事
 - 一、御膳日、御⁽³⁾供盛候節、顔ニ手拭ヲカフリ、眼斗り出シ、盛上ケ候節毛同様ニ候事
但、御定菜ひじき、御肴さ⁽³⁾ひ・あわび・めばる、其外キシイ成魚上候事
 - 一、御嶋廻り、話方中堅三度可相廻候事
 - 一、御殿初、掃(除)八御加子申合可致候事
 - 一、人足江薪物取ニ遣シ、枯木・枯竹八カリ取セ候事
 - 一、大嶋ヨリ漁船參候節、書物致サセ船頭名元書判取置可申候事
- 但、漁船參候節八、自分共七日參詣遠慮可仕候事
- 一、御番所御道具請帳并御⁽⁴⁾木屋付受帳損シ差出八、御役所小頭江相渡候事
 - 一、年番江八持帰リノ損シ物并損シ差出致候事
 - 一、御扶持方上納証拠八、罷歸次第早速証拠方江相頼候事
 - 一、福岡表江帰船ノ節、御加子申合、直ニ御役所江相届、只今沖嶋交代何ノ刻ニ着船致候様、若人罷越相届候事

「(表紙)沖嶋御番所江遣置御鉄砲^(鉄)併^(ぎ)諸道具諸帳
(本文)

- 一、三挺 御鉄砲、鉄具共二
但、三匁五分
 - 一、三ツ 古留袋、馬皮朱漆
 - 一、三ツ 胴乱、木綿くけ緒共二
 - 一、三ツ 同棄人 右同 木綿くけ緒古シ
 - 一、壹ツ 御鉄砲箱 棒共二
 - 一、三拾^(三)但、三匁五分
 - 一、六拾^(六)目合棄^(目)
 - 一、壹具 鎌
 - 一、壹丁 鉄手子
 - 一、壹丁 驍矢^(驍)
 - 一、壹丁 唐鍬 せん共二
 - 一、三本 鉄熊手但、三ツ熊手柄式間、石突有り
 - 一、式ツ 御紋付提灯、溜漆金物、棒共二
 - 一、壹ツ 右入箱^(右)系棹^(系) 四間、結繩共^(結)
 - 一、八量 古量、床八通り、表七嶋^(七)へりこ^(へ)ん
右拾五口
- 右ノ通慥ニ受取申候、以上

明和四年亥七月

高浜十兵衛
沢木十之進
熊沢十右衛門
小川専左衛門

山岡藤右衛門殿
大森善左衛門殿
皆田藤大夫殿
原吉藏殿
沢木五郎左衛門殿

天保十二年丑五月十五日

古賀^(古)齊吉
野田^(野)惠八

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告Ⅰ

平成23年3月31日

編集 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議
(福岡県・宗像市・福津市)

福岡県企画・地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室
〒812 8577
福岡県福岡市博多区東公園7番7号

発行 株式会社ブレック研究所
〒102 0083
東京都千代田区麹町3丁目7番地6